故に、例へば一家に納税義務者が甲、乙二人あつて、二人共保險契約者で、各々一年に二百圓以上保險料を拂込んで居るとすれば、甲の所得から二百圓、乙の所得から二百圓、一家としては合計四百圓控除されるのである。

一家に所得者が幾人もある場合は、家族の扶養費は誰の所得から控除してもよかつたのであるが、生命保險料は契約者が支拂つた保險料を契約者の所得から控除するので、他の者の所得からは控除出來ない。

行政裁判所判例　所得税法第十六條ノ三……生命保險料ノ控除ハ所得ヲ有スル者ガ自ラ爲シタル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ヲ年額二百圓迄其ノ所得ヨリ控除スルノ趣旨ト解スルヲ相當トス、然ルニ本件ニ於テハ保險契約者タル家族ハ所得ヲ有セス從テ其ノ契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ヲ控除スルニ由ナク、又原告ノ拂込ミタル保險料ハ其ノ家族ノ爲シタル保險契約ニ基クモノニシテ原告自ラ爲シタル保險契約ニ基クモノニ非サル……ヲ以テ該保險料ヲ原告ノ所得ヨリ控除スルヲ得サルモノトス　（大正十四年第十八號事件大正十四年五月二日宣告）

前年中に實際支拂つた保險料を控除するのであるが、控除する順序は所得税法第十四條の各號に基いて計算した所得總額から先づ勤勞所得の控除をし、次に家族扶養費を控除し、其の殘額から生命保險料を控除するのである。

保險によつては保險契約者に利益の配當を行ふ場合があるが、此の配當金は實質上保險料の拂戻に相當するけれど所謂保險料の變更にあらず、故に所得から控除すべき保險料は配當を控除しない名義上の保險料である。

相續に依り被相續人の保險料の拂込義務を相續人が承繼した場合には、被相續人が前年中に拂込んだ保險料は相續人が拂込んだものと計算してよい。

郵便年金契約に基き拂込む掛金は生命保險料に準じ控除が受けられる。

保險契約者の所得中に、一時恩給及之に類する退職給與又は山林の所得と、此等の所得以外の所得とが有る場合には保險料は先づ普通の所得から控除し、尙控除不足あるときは山林の所得から控除し、まだ不足を生ずるときは一時恩給及之に類する退職給與から控除するのである。一時恩給及之に類する退職給與金から控除する場合に、其の所得が支拂者を異にするときには支拂者毎の所得額に案分して控除する。

所得金額は實蹟に依つて計算する場合と豫算に依つて計算する場合とあるが、其の何れの場合でも生命保險料は前年中に拂込んだ金額を控除されるのである。減損更訂の場合に於ても當初控除した金額卽ち前年中に拂込んだ金額其の儘を控除するのである。

保險料は控除申請書には一契約毎に錢位迄現はして記載する。而して此の合計額を所得金額から控除するのであるが、此の合計額は圓位に止め圓未滿は切捨てる。

第七章　免税點（課税最低限）

一　過去免税點の推移

個人所得税の免税點は社會政策的見地から國民の最小限度の生活費を目標とし、人の生活の爲め必要缺くべからざる最小限度の所得は擔税力がないと云ふ趣旨に依つて設けたものであつて、如何なる程度を以て最小生活費とするかは其の時代の經濟事情と密接な關係がある。

我が所得税法は明治二十年三月創設されたのであるが、此の時には課税最低限は三百圓と定められた。爾後大正二年に至る二十有餘年間其の儘で經過したのであるが、此の間經濟界の發達に伴ひ物價亦騰貴し、國民生活の程度は著しく昂上し昔日の比に非ざるに至つたから、大正二年には四百圓に改正され、續いて大正七年には八百圓に、大正十二年には千二百圓に引上げられ、現今に至つたのである。

然るに、昭和十二年七月支那事變勃發するや支那事變に關する臨時軍事費の財源は其の大部分は之を公債に依ることとなつたが、其の一部は銃後國民が其の分に應じ納税を以て負擔することになり、昭和十三年三月三十一日支那事變特別税法が公布されて第三種所得千圓以上であるときは所得税法第二十條の規定に拘らず所得税を課税することとなり、課税最低限は實質上千圓に引下げられたことになるのである。

所得税法第二十條

第三種ノ所得ハ千二百圓ニ滿タサルトキハ所得税ヲ課セス第十五條、第十六條及第十六條ノ三ノ規程ニ依ル控除ヲ爲シタル爲千二百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戸主及同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規程ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

支那事變特別税法第六條

所得税法第二十條ノ規程ニ拘ラス第三種ノ所得千圓以上ナルトキハ所得税ヲ課ス

前項ノ所得ハ所得税法第十五條、第十六條及第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル殘額ニ依リ、戸主及其ノ同居家族ノ所得又ハ戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ハ其ノ合算總額ニ依ル

免税點を千圓に引下げ尚千二百圓以上の所得者に對して相當增税された結果、個人所得税の昭

和十三年分は納税人員百六十五萬七千六百九人、税額三億五千九百六十八萬三千二百八十七圓となつて居る。其の内、所得額千圓以上千百九十九圓迄の新納税者の數は大體三十四萬人、税額三百萬圓程度であつて、免税點を千二百圓から千圓に引下げた爲めの新納税者の數は全納税者の二割の多數を占めるのに反し、新納税者の税額は僅に全體の一分にも足りないのである。換言すれば徴税費は相當增加するのに租税收入は其の割合には增加しない。つまり此の免税點引下は增收を得ることが主目的ではなく、其の大きな狙ひ所は寧ろ精神的方面に在るといへるのである。

長い年月の間に大中所得者の負擔は漸次增加し小所得者の負擔は緩和される傾向を辿つて來たことは事實であるが、之にも自ら一定の限度があり、而も時の財政經濟情勢に俟つ所が頗る大である。國家の非常時に當り、國民が一人の例外なく深く時局を認識し、所謂國民總力戰で進むべきことは今更贅言を要しない。斯かる見地より、政府は大所得者に對し相當負擔の增加に任ぜしめると共に、多數の小所得者に對しても事變費の一部を負擔せしめる意味に於て低率の課税を爲し、以て心的にも物的にも國家總力戰の實を擧げんとするものであると信ぜられる。

二　免税點の計算

個人の所得税は所得千圓以上の者（所得税法上は千二百圓であるが支那事變特別税法に依り事實上千圓に引下げられた）に限り課税されることは屢々説明した通りであるが、所得金額が千圓（又は千二百圓）未滿なりや否やは所得税法第十四條に依つて算出したる金額から勤勞所得の控除をした殘額に依つて決する。唯家族扶養費、生命保險料、免税事業の所得等に付免除若くは控除の申請があれば此等をも控除した殘額に依つて見るのである。併し同居家族に所得がある場合は之を合算して千圓未滿なりや否やを見るのである。同居家族と云ふのは同一戸籍内にある者が同居して居る場合を指すので、同居なりや否やは所得金額決定當時の現況に依るのである。それで所得金額決定後に同居者に異動があつても、合算の効果は變更されない。

爲念、今一度説明を繰返すと、個人の全所得から第二種の所得を除外し、非課税所得を除外した其の餘のあらゆる所得（免税所得をも含む）を所得の種類毎に計算し損失も共通計算して差引き、同居家族の所得は合算して一家の所得總額を計算し、之から勤勞所得の控除をした殘額が千圓に達しない場合は納税義務がなく、從つて所得の申告義務もない。

右殘額が千圓を超す場合には納稅義務があるのであるから、所得の申告と共に家族扶養費の控除申請、生命保險料の控除申請、免稅事業の免除申請をしなければならない。

勿論前記勤勞所得の控除をした殘額から家族扶養費、生命保險料、免稅事業の所得を控除した殘額が千圓に達しない場合は課稅されないのであるが、此の場合課稅されないのは免除若くは控除の申請の結果免稅點未滿となつたからであつて、當然課稅されないのではないのである。卽ち毎年三月十五日迄に所得の申告と同時に免除若くは控除の申請がなければ、假令控除すれば免稅點以下となるといふ場合でも、當然には控除が認められず從つて課稅されるものなることは注意すべき點である。

第八章　所得の申告

一　概說

如何樣な所得に課稅されるか、其の所得の計算は如何樣にしてするか、そして控除されるものや免稅されるもの、又免稅點に就ても說明を了へたから此の上は、此の所得に對し稅務署は如何樣の方法で賦課、徵收するかに說明を進めねばならぬ。先づ其の賦課徵收の先驅を爲す所得の申告に關する說明から始める。

明治二十年所得稅創設當時に於ては所得三百圓以上ある者を納稅義務者とし、

所得稅法第六條

此稅法ニ依リ稅金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其年所得ノ豫算金高及種類ヲ記シ毎年四月三十日マテニ居住地ノ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出ヘシ

と定められてゐた。爾後明治三十二年迄府縣知事及郡區長の所管であつたが、同年所得稅法を改正して獨立機關たる稅務署の所管とし法人所得稅も創設し、所得の申告に付ても、

所得稅法第八條

第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

と改正した。所得計算方法も單純で山林、田畑所得の外は大體其の年の豫算によつて計算されたのである。其の後日露戰役後の增稅の整理時期に入り、大正二年に課稅最低限を四百圓に引上げ更に大正七年五百圓に引上げた。歐洲戰後、大正九年、一大革新を行ふと同時に增稅の目的を達する爲め、所得稅法全文に亙る根本的改正を行ひ課稅最低限は八百圓に引上げ、所得の申告に付ても左の通り改正した。

所得稅法第二十五條

第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

所得稅法施行規則第十九條

第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類金額、所得ノ基本タル資產營業ノ所在地、所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス

大正十五年に至り社會上、經濟上の變遷に鑑み相當の改正を加へ、課稅最低限を千二百圓に引上げ、所得の計算方法も大體豫算に依り計算してゐたのを、原則として實蹟を基礎として計算することとし、所得の申告に付ても左の通り規定した。

所得稅法第二十五條

第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

此の如く變遷し現行法に及んだのであるが、支那事變に當り昭和十三年支那事變特別稅法施行に及んで課稅最低限を千圓に引下げ、國費の分擔を普遍せしめられる事になつたから、所得の申告を要すべき人員は著しく增加したのである。

二　申告方法

申告の義務　第二章に於て說明した納稅義務者（卽ち所得稅法の適用せらるる區域〔內地〕に居住する者及び居住しないでも內地に資產又は營業を有する者）で、年額千圓以上の所得ある者は所得の申告の義務がある。卽ち所得稅は申告稅の建前になつて居るので各自の所得金額や其の內容を申告すべき義務を課してあるのである。若し此の義務を怠つた場合には種々官民の手數を增す結果を招來するのみならず、家族扶養費、生命保險料の控除を受ける事が出來ない。又、免稅事業の免稅も受けられないことになるのである。

所得年額が千圓に達しない場合は申告する義務はない。千圓以上の場合申告の義務があるのであるが、其の所得年額千圓と云ふのは個人の全所得から第二種の所得を除外し更に非課稅所得を除外した其の餘の所得（免稅所得を含む）を所得稅法第十四條の規定に依つて計算し、同居家族の所得をも合算した一家の所得總額から勤勞所得の控除をした殘額に依つて見るのである。此の殘額が千圓以上ならば申告を要し、千圓未滿ならば申告を要しないのである。

控除申請との關係　所得總額三千圓以下の場合は家族扶養費の控除が受けられ、又所得額の如何

に拘らず生命保險料の控除を受ける事が出來るが、之は所得の申告と同時に控除の申請をしなければ控除されぬ。卽ち申告義務ある者が申告を怠り控除申請のみしても控除せられないのである。免稅事業の免除申請に付ても同樣である。

所得金額千圓以上の場合申告義務があるが、其の千圓と云ふのは前述の通り家族扶養費、生命保險料、免稅所得を差引く前の金額である。差引前の金額が千圓以上ならば必ず所得の申告と控除申請或は免稅申請をしなければならぬ。せぬ場合は差引かれないのである。

申告期限　稅法には每年三月十五日迄に申告すべしと規定してあり、此の期限を經過して申告した場合には所得調査委員の選擧、被選擧の資格がなくなり、家族扶養費、生命保險料の控除を受くる事が出來ない。免稅事業の免稅も受けられないことになる。尤も三月十六日以後に新に千圓以上の所得がある樣になつた場合、例へば三月十六日以後資產を取得したり就職した結果所得額が千圓以上になる場合等には所得金額の決定前に申告すれば有效な申告として取扱はれる。控除申請も同樣である。尙申告は發信主義を採り、郵送の場合は三月十五日迄に發信すればよく三月十五日の郵便局收受消印があれば有效とされて居る。

申告は其の年一月一日以降三月十五日迄にすべきであるが、扶養費の控除は三月一日現在を以て年齡及同居關係等を定め又配當、賞與等の所得は其の年二月末日迄の分を申告すべきであるから、控除申請を爲す者や配當、賞與の所得者は事實上三月一日から十五日迄の間に申告する事と

なるのである。

申告の方法 申告は書面を以てなし左の事項を記載して所轄税務署に提出するのである。控除の申請、免除の申請も同様所轄税務署へする。

一、所得の種類

所得の種類は左記の分類に依るを可とする。

田自作・小作、畑自作・小作、原野及其他の土地、畜産及蠶業、水産業、鑛業、營業（各營業種目に分類）、職業（醫師、辯護士等の種目に分類）、貸金（營業貸金を除く）、預金（銀行預金以外）、配當、俸給、給料、歳費、賞與、恩給、年金、勞力、山林、其他

二、資産、營業の所在地、所得の發生する場所

所在地、場所と云ふのは例へば不動産の所在地、配當金の支拂會社名、貸金の債務者又は登記所、俸給、給料の支給官廳或は會社、商店名、營業所の所在地等である。

三、所得算出の基礎

所得金額算出の基礎であつて、場所、物件の異なる毎の基本、例へば田何反、貸家何戸、貸金何千圓、株數其の他給料の月額等を書く。

四、收入金額及所得額

收入金額其の儘が所得金額となるものもあるが、多くは收入金額より必要の經費を差引き殘

扶養家族に對する控除申請書

氏名	生年月日	申請者との續柄	不具廢疾の事實	氏名	生年月日	申請者との續柄	不具廢疾の事實
夫日太郎	明治五年三月一日	妻人					
ツヤ子	明治一五年四月五日	妹	七歳目				
昭一	大正九年五月二日	孫					
				計	三人	控除額	三〇〇圓

生命保險料の控除申請書

保險會社又は郵便局の名稱	保險の種類	保險金額	保險の契約者	保險金受取人	前年中拂込みたる保險料
何々生命保險株式會社	養老	一〇〇〇圓	夫日太郎	妻	五〇〇圓
何々郵便局	簡易保險	四五〇	太郎	長男	八〇〇

動勞所得の控除額を控除した殘りの所得總額が三千圓以下（同居家族の分を合算して）で本年三月一日現在同一戸籍にして同居する戸主、家族中に滿十八歳未滿若は滿六十歳以上の者又は不具廢疾者のある方は三月十五日迄に所得の申告と同時に控除申請した場合に限り一人に付百圓宛控除されます

所得者本人又は家族若は相續人を保險金受取人とする生命保險（保險契約者が所得者であれば被保險者は誰でもよい）の保險料は三月十五日迄に所得の申告と同時に控除申請した場合に限り前年中の拂込額（利益配當を差引しない金額）中二百圓を限つて其の所得から控除されます

所得金額及資本利子金額

所得總額	動勞所得の控除額	差引所得金額	資本利子金額	扶養家族の控除額	生命保險料の控除額	職業	續柄	所得者名	雅號又は屋號
一、〇九二円	一円	一、〇九二円	五〇円	一円	五〇円	商業	戸主又は世帶主	山本春太郎 明治四十年三月一日生	
一二〇	一	一二〇	一	一	一		其の妻	アキ 明治十年五月十二日生	
一、二六〇	二〇〇	一、〇六〇	六〇	一	八〇	會社員	其の長男	太郎 明治三十年九月十五日生	
							其の	年月日生	

税務署への希望

勤勞所得の控除額の算出方法

(イ)(1) 所得總額が六千圓以下のときは勤勞所得の二割

(ロ)(1) 所得總額が六千一圓以上一萬二千圓以下のときは

(1) 勤勞以外の所得が六千圓未滿なるとき勤勞所得中勤勞以外の所得と合せて六千圓に達する迄の金額に付ては二割、其の餘の金額に付ては一割

(2) 勤勞以外の所得が六千圓以上なるとき勤勞所得の一割

(ハ) 同居合算者がある場合

所得合算總額に對して以上の方法で先づ控除總額を算出し之を所得者の勤勞所得に按分して各人の控除を計算するのであります。

(ニ) 同居家族の分を合算した所得總額が一萬二千圓を超ゆる方は勤勞所得の控除はありません。

(ホ) 勤勞所得の控除額の算出に誤りがあつても税務署で正當額を算出して控除を致します。

○○○申告義務者　所得總額から勤労所得の控除額を控除した差引所得金額が千圓以上（同居家族の分を合算して）の方は申告が要ります。
期限内申告者の特典　三月十五日迄に申告せられた方は扶養家族の控除及生命保險料の控除の特典があります。
申告後住居所を變更された方は速に其の旨を申告して下さい。
○○○尚申告についてお判りにならないときは最寄の稅務署にお尋ね下さい。

稅務署受付印

昭和十四年分 第三種所得 乙種資本利子 金額申告書

三月十日提出

甲稅務署長殿

住所地	甲市甲町何番地	氏名	山本君太郎 同
本籍地	乙縣何郡何町大字何何何番地	申告者	アキ 同
前年納稅地	丙市商区何町何番地		太郎 同
屋號	何々屋	電話番號	何々一〇一〇

印

所得の種類及金額（資本利子額は貸金預金の所得額に同じ）

(一)所得の種類	(二)所得の生ずる場所	(三)所得の基本員數	(四)收入金額	(五)所得額	所得者	備考
給料	甲市何区何町何番地	小計	二、四〇〇円	四五〇円	君太郎	
田畑貸付	乙縣何郡何町大字何々	何種何反	二九五	一三〇	〃	
貸家	丙市何区何町	何戸	二六〇	二五二	〃	
貸金	何々證券株式會社	元金	五〇	五〇	〃	
山林	乙縣何郡何村	松何株	三〇〇	二一〇	〃	
		小計		一、〇九二		
配當	株式會社何々商會	何株	一五〇	一三〇	アキ	
		小計		一三〇		
給料	何々株式會社	月一〇〇円	一、二〇〇	一、二〇〇	太郎	
賞與	〃		三〇〇	三〇〇	〃	
預金	〃	元金一〇〇〇	六〇	六〇	〃	二月分一〇〇円 三月分一〇〇円
小計				一、五六〇		

（書き切れない場合は別紙を繼ぎ足して下さい）

同上の記載方

(一)所得の種類	(二)所得の生ずる場所	(三)所得の基本員數	(四)收入金額	(五)所得額	備考
俸給、給料、手當、恩給、年金、歳費其の他の給與	官吏、役所、會社、商店等の名	年額の定あるものは其の年額、月額又は日額何程	前年中の收入金額、但し前年中途又は本年從職した場合は本年の收入金額	收入金額其の儘（二割の勤労所得控除額は控除しない）	
賞與	右に同じ		前年三月一日より本年二月末日迄の收入金額	右に同じ	
山林	所在地				
預金（貯蓄預金を除く）	債務者又は預入先の氏名	元金	前年中の利子收入金額	收入金額のまま	
配當	支拂ふ會社名	出資金額又は株數	前年三月一日より本年二月末日迄の收入金額	收入金額より二割を控除した金額	
田畑、貸家、貸宅地	所在地	戸數、畑反別	貸家、貸宅地、貸地は賃料收入額、但し前年中の收入金額、又は本年中途より賃貸したものは本年の收入金額	右に同じ	
其の他 醫業、著述家、醫師、弁護士、請負業、貸金業、機械製造、建築業、吳服販賣、機織業	醫業場、又は事務所の所在地		前年中の收入金額、但し前年中途より本年開業したものは本年の收入金額、又は本年の收入金額	收入金額より必要な經費を控除した金額	
備考	所得の計算上説明を要する事項を記載して下さい。但し別紙として添付せられてもよろしい				

（書き切れたときは所得者毎に所得額の合計を附して、末尾の「所得金額及資本利子金額」の「所得總額」欄に移記して下さい）

額が所得額である。第五章に於て説明した通りの計算をして記載する。免稅事業の所得も記載せねばならぬ。

尚同居家族に所得ある場合は同一申告書に各人の所得を各別に連記し、連署して申告する。同一用紙に連記することが困難なときには各別の申告用紙に申告してもよいが、此の場合には必ず同居者の氏名を附記して置かねばならぬ。

申告書式　稅務署では記事の正確と取扱の便を圖り全國同一様式の申告書用紙（控除申請書兼用）を印刷して居るから、それを利用するのが相互の便利である。様式は挿入の表を參照されたい。

因に右用紙で乙種資本利子金額をも申告することになつて居るが、所得稅法第十四條の第一號の貸金預金の利子がそれである。貸金預金の利子には第三種所得稅と乙種資本利子稅とを課せられるのである。

三　納税地

納税地と云ふのは單に所得金額決定後に於ける税金納付地と云ふ義のみでなく、所得税に關する管轄地の謂である。即ち所得の調査決定は勿論、審査、誤謬訂正等、總て其の納税地を基として處理せられるのである。

而して納税地は原則として納税義務者の住所地であるが、若し住所地の無い場合は居所地を以て納税地とするのである。しかし納税義務者が住所地以外に居住する場合は、居所地の税務署へ申告して居所地を以て納税地とする事が出來る。

外國人等で税法施行地に住所地も居所地も無い場合には納税地を定めて申告せねばならぬ。若し申告を爲さない時は税務署が其の納税地を指定するのである。

右説明の通りであるから納税地は納税義務者一人に一個しかないと云ふことになる。營業場が何處にあらうとも、所得を生ずる所が幾箇所あらうとも、原則として所得者の住所に於て納税もし申告もし、其の他一切のことを住所即ち納税地でするのである。

住所を變更したり或は納税地になつて居る居所を變更した場合には、新納税地の税務署へ納税

地變更届をせねばならぬ。之を怠ると税金が何期分もかたまつたり、其の他種々の不利を招く虞がある。

届の様式は一定したものはないが次の如き書式でよい。

納税地變更届

舊納税地（舊住所）
新納税地（新住所）
納税者氏名

右ノ通リ第三種所得税・營業收益税・資本利子税納税地變更仕候條此段及御届候也

昭和　年　月　日

右　㊞

税務署長殿

所得稅法施行地外へ住所又は居所を移す場合には前以て納稅地の稅務署へ申告せねばならぬ。納稅地を管轄する稅務署と所得を生ずる地を管轄する稅務署とが同一でない場合には、其の所得を生ずる地の稅務署へ、自分の納稅地が何處であるかを申告する義務がある。

四　所轄稅務署

稅務執行機關として一定區域に稅務署を置き區域內の賦課徵收事務を處理せしめて居る。而して納稅地を管轄して居る稅務署が其の納稅義務者の所轄稅務署である。結局所轄稅務署に於て稅務に關する一切を處理するので、納稅者は所得の申告、控除の申請等、申告、申請は所轄稅務署へするのである。

第九章　所得金額の決定

一　概說

所得金額の計算をし、所得の申告、控除の申請をする所まで說明したが次に來るものは所得金額の決定である。所得金額を決定して納稅義務者にそれを通知すれば玆に愈々納稅義務が確定するのである。本章に於ては所得金額の決定を中心として之に關する稅務署の仕事を說明する。今之が歷史を顧みるに明治二十年所得稅制定當時に於ては、獨立の稅務機關無く、府縣知事之を管掌、決定事務は郡區長に依つて爲されたのである。卽ち所得ある者は居住地の戶長を經て郡區長に申告をなし、郡區長は各郡區役所內に設置された所得稅調査委員會に附議の上、所得金額を決定して納稅者に通達したのである。

次で明治三十二年には獨立の稅務機關たる稅務管理局（後の稅務監督局）及び稅務署が設置さ

れた。而して從來府縣知事及郡區長の管掌せし稅務事務の中、國稅に關する部分を全部移管したのである。爾來小部分の改正はあつたが大體變更なく今日に及んで居るのである。卽ち納稅義務ある者は每年稅務署長に申告を要し、又稅務署長は每年所得金額調査書を作成して稅務署內に設置されて居る所得調査委員會に附議した上、所得金額を決定することになつて居るのである。例外として翌年以降の調査委員會に掛けて追加決定する場合もあり、調査委員會に掛けないで決定する場合もある。

決定事務に關する明治二十年の所得稅法の條文と大正九年から今日に至る迄の條文改正の經過を示せば次の通りである。

明治二十年所得稅法第六條　此稅法ニ依リ稅金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其年所得ノ豫算金高及種類ヲ記シ每年四月三十日マテニ居住地ノ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出ヘシ

第十三條　郡區長ハ第六條ノ屆書ニ據リ所得金高下調書ヲ製シ其屆書ト共ニ調査委員會ニ付スヘシ

第十七條　郡區長ハ調査委員會ノ決議ニ據リ各納稅者ノ所得稅等級金額ヲ定メ之ヲ納稅者ニ達スヘシ

大正九年所得稅法第二十六條　第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケルヨリ三年間ハ仍所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得（第二項は大正十二年追加され昭和十三年●印を削除し○印を追加）

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス（大正十二年○印追加）

第二十七條　稅務署長ハ每年第三種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス（本項は大正十二年追加）

第五十一條　八月三十日五月三十一日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス（大正十五年●印削除○印追加）

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十六條ノ期間內又ハ八月三十日五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス（大正十五年●印削除○印追加）

第五十二條　政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以內ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間內ニ調査結了セサルトキハ政府ニ

於テ所得金額ヲ決定ス

第五十九條　第二十六條、第五十一條・又若ハ第五十二條ノ規定ニ依リ第一種・又若ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキ又ハ第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ稅額ヲ加算シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ（大正十五年・印削除。印追加、第二十一條の二の稅額加算は個人に關係なし）

本法施行地內ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第七十四條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ第二十六條第一・二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス（大正十二年第一・項を第二・項と改正）

（以上・印を削除し。印を追加すれば現行條文となる）

昭和十三年支那事變特別稅法第七條　第三種ノ所得ニ付所得金額決定後翌年所得金額決定前ニ於テ營業ヲ法人ニ繼續セシメタル者ノ當該營業ノ實際所得額ガ決定所得額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ所得金額ノ決定ニ付脫漏アリタルモノト看做シ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該營業ノ實際所得額ハ其ノ年ニ於ケル收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

支那事變特別稅法施行規則第二條　稅務署長支那事變特別稅法第七條第一項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

二　稅務署の調査

稅務署長は毎年第三種の所得に付て納稅義務ありと認められる者の所得を調査して調査書を作り、之を所得調査委員會（第十二章參照）に送付せねばならぬが、各納稅義務者の所得は如何にして見積るか。先づ第一に納稅義務者の提出せる申告に基くのである。が、申告の所得金額を其の儘採用出來ないものもある。申告しない者もある。そこで稅務署は手を束ねて申告書を待つて居るわけに行かぬ。早くも前年後半期頃から所得の調査に着手するのである。

本年分の所得稅は原則として前年中の所得を標準に課稅するのであるから、前年中の景氣・不景氣、作柄、生產額、取引狀況、貨物の移動、貿易、物價、勞働、金融等あらゆる方面に亘つて

前年中の一般的經濟事情を調査する。貸金、山林伐採、賞與、配當、俸給、給料、歳費、年金、恩給、貸家、貸地、賣上金額、請負金額等個々の資料も集める。本人にも聞く、第三者にも尋ねる。出來るだけ多く納税者に付て實地調査もする。甲納税者と乙納税者と或は甲地と乙地と比較して均衡が取れて居るか如何かも見る。斯く大數觀察から段々微細の數字迄縱横に調査して各人の所得金額を一々算出する。各人の所得金額は、個人の全所得から第二種の所得を除外し、更に非課税所得を除外した他の所得を、所得の種類別に金額を調べ上げ、尚同居家族の所得をも調べ上げる。此の税務署の調査した所得金額と申告の所得金額とを所得の種類別に對照し、少し位の差違に止まれば申告額が採用され、申告額と餘り差違があるとか申告がない場合は税務署の調査額が調査書に記載されることになる。勿論大差があれば納税義務者に照會もし、實地調査もして事實を確めるけれど、調査期間が短いのと、少數の税務官吏が多數の納税義務者を調査せねばならぬ爲め營業所得等に付ては斯樣に行き兼ねる場合がある。

尚これから免除の申請書に依つて免税事業の所得を除外し、勤勞所得の控除もし、控除申請書と對照して家族扶養費や、生命保險料を控除する。此の殘額が同居家族の分も合算して千圓未滿の者は納税義務なしとして調査書には記載されない。千圓以上の者のみ記載されて所得調査委員會に廻付されるのである。

三　國家財政に對する國民の貴い協力

支拂調書、信託計算書提出の義務　個人所得は綜合課税であるから、之に關聯したあらゆる資料が必要である。申告書が集つて來る、税務署自身、直接多くの資料を集める。此の上に第三者から支拂調書や信託計算書を提出して來ると云ふ仕掛になつて居るのである。即ち個人所得に屬する俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與若は此等の性質を有する給與の支拂を爲す者又は利益の配當、利息の配當、剩餘金の分配を爲す法人は此等の支拂調書を、信託の受託者は各信託の信託計算書を所轄税務署に提出する義務がある定めになつて居る。第三者の國家財政に對する貴い協力なのである。尚合併に依つて消滅した法人の支拂調書は合併後存續する法人又は合併に依つて新設される法人が提出せねばならぬ義務があることになつて居る。

所得税法第五十六條　第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歳費年金恩給賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第一項又ハ前項ノ支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

支拂調書の提出期限　支拂調書は左の期限に所轄稅務署に提出せねばならぬ。

一、賞與又は賞與の性質を有する給與

（イ）前年三月一日から十二月末日迄の分を毎年一月末日限

（ロ）其の年一月一日から二月末迄の分を毎年三月十五日限り提出する。

二、法人の利益配當、利息の配當、剩餘金の分配金

（イ）配當金額又は分配金額の確定した日から三十日限

（ロ）無記名式の株式を有する者に支拂うた利益配當、利息の配當は毎年三月十五日限提出する

三、俸給、給料、歲費、年金、恩給又は此等の性質を有する給與

（イ）前年一月一日から支拂調書提出當時迄引續き支給を受くる者の分に付ては毎年一月末日限

（ロ）其の他の者の分に付ては毎年三月十五日限

（ハ）一月末日迄に提出した分に退職、或は住所氏名等異動を生じた場合は改めて異動調書を三月十五日限提出せねばならぬ

支拂調書の記載事項　支拂調書には（一）個人の所得に屬する俸給、給料、歲費、年金、恩給、賞與及此等の性質を有する給與（二）利益の配當、利息の配當、剩餘金の分配を記載する。而して支拂を受くる者の住所又は居所、氏名及各人別支拂金額及び左記事項を記載するのである。

一、賞與又は賞與の性質を有する給與は其の支拂金額及び支拂金額の確定したる日

二、法人の利益配當、利息の配當、剩餘金の分配は其の支拂金額、支拂金額の確定したる月日及其の支拂を受くる者の拂込金額別株式數、出資金額、基金（保險相互會社の基金を指す）、其の他支拂金額計算の基礎

無記名式の株式を有する者に支拂うた利益配當、利息の配當は前年三月一日より其の年二月末日に至る期間の支拂金額、支拂月日及其の支拂を受けたる者の拂込金額別株式數、其の他支拂金額計算の基礎

三、俸給、給料、歲費、年金、恩給又は此等の性質を有する給與は前年一月一日より支拂調書提出當時迄引續き支給を受くる者の分は前年中の支拂金額及其の金額計算の基礎、其の他の者の分に付ては其の年分の支拂豫算額及其の金額計算の基礎

四、其の年一月末日迄に提出した支拂調書に記載せられた者で、三月十五日迄に其の支給を受けざるに至りたるもの又は住所、氏名に異動を生じたる者については其の事實

個人所得に屬するもののみを記載するのであるから、特に質問が無い限り法人や第二種に屬す

るものは記載の要がない。卽ち法人に支拂ふ配當、稅法施行地に住所又は一年以上の居所を有せざる者に支拂ふ配當及利益の處分たる賞與（第二種所得である）等の如きは提出の義務がない。

此等の性質を有する給與とは如何なるものか度々說明したが、臨時手當、住宅料、在勤加俸、夜勤料、慰勞金、手當、交際費の如きであつて、名稱の如何を問はず、俸給、給料、歲費、年金、恩給、賞與と同性質を有するものである。

利息の配當と云ふのは建設利息の配當、剩餘金の分配とは相互保險會社の剩餘金の分配を指すものであることは旣に說明した所である。

曩に說明した準配當、卽ち合名又は合資會社等の社員が退社に因り持分の拂戻として受くる金額が其の出資金額を超過するときの超過金額及び株式の消却に因り支拂を受くる金額が其の株式の拂込濟金額を超過するときの超過金額は何れも法人より受くる利益の配當と看做されるのであるから、此等の支拂を爲した法人は普通の利益配當と同樣に支拂調書に記載を要するのである。

又法人が增資をする場合に積立金を以て增資の拂込に充當した場合は一旦積立金を株主に配當し更に株主より拂込をした觀念となるのであるから、此の場合に於ても積立金を拂込に充當した金額は利益配當として支拂調書に記載を要する。

配當（無記名株式の配當を除く）や賞與は其の期間內に現實支拂つた金額でなく其の期間に支拂が確定した金額を記載するのである。其の爲め支拂調書に支拂確定の日を記載することになつて居る。支拂確定の日と云ふのは普通、株主總會の決議又は總社員の同意があつた日、特に臨時賞與又は積立金より配當を爲すことを事業年度の中途で決定したる場合は其の決定の日、官公署の賞與は發令の日と解してよい。

又法人が增資を爲す場合に積立金を增資の拂込に充當した場合には、其の增資に充當する金額の確定したる日を支拂確定の日と見てよい。準配當は退社社員に對する持分の拂戻確定の日又は株式の消却に因る支拂金額確定の日が準配當支拂確定の日である。計算の基礎と云ふのは配當金に付ては配當率又は一株當りの配當金、俸給、給料等に付ては月額、日額等を云ふのである。

又其の年分と云ふのは其の年一月から十二月迄の一年間を謂ふのである。

多數の稅務署の管轄に涉つて支店、工場等を有する法人の給料、賞與の支拂調書は各支店、工場每の合計金額を本店又は主たる事務所から、本店又は主たる事務所の所在地の稅務署に申告し、一人別調書は各支店、工場から各々其の地の所轄稅務署に提出してもよい。

信託計算書提出期限　信託の受託者は、受益者が個人である貸付信託を除き、左の期限に依り各信託の計算書を所轄稅務署に提出せねばならぬ。

一、信託會社は每事業年度終了後二十日限

二、信託會社以外の受託者は每年三月十五日限

信託會社と云ふのは信託業を營むことを主務大臣から免許された會社を謂ふのである。

信託會社に支店が有る場合は各支店より提出して本店よりは提出するに及ばないのである。

信託計算書の記載事項　信託計算書には各信託毎に左の事項を記載するのである。

一、委託者及受益者住所氏名

二、（イ）信託會社は信託行爲の時及各事業年度末に於ける信託財産の種類及現在額、各事業年度中に於ける信託財産の異動及信託に關する收入、支出（ロ）信託會社以外の受託者は受託行爲の時及二月末日に於ける信託財産の種類及現在額並に前年三月一日より其の年二月末日に至る期間中に於ける信託財産の異動及信託に關する收入、支出

三、前各號に掲ぐるものの外信託行爲の內容に關する事項

提出期限及記載事項一覽表　支拂調書及信託計算書の提出期限及記載事項を一覽表として示せば左表の通りである。

支拂調書			
區分	記載事項	提出期限	
賞與又は賞與の性質を有する給與	各人別支拂金額及支拂金額の確定したる日（例へば辭令書を發し又は會社決算確定の日）支拂を受くる者の住所又は居所氏名（之は以下何れの支拂調書にも記載を要す）	自前年三月一日至十二月末日分毎年一月末日限 自其の年一月一日至毎年三月十五日分限	
法人の利益、利息の配當、剩餘金の分配	各人別支拂金額、支拂金額の確定したる月日、及其の支拂を受くる者の拂込金額別株式數、出資金額、基金其の他支拂金額計算の基礎	配當又は分配確定の日より三十日限	
無記名株式の配當	前年三月一日より其の年二月末日に至る期間の各人別支拂金額、支拂月日、其の支拂を受けたる者の拂込金額別株式數、其の他支拂金額計算の基礎	毎年三月十五日限	
俸給、給料、歲費、年金、恩給又は此等の性質を有する給與	前年一月一日より引續き支給を受くる者の分に付ては前年中の各人別支拂金額及其の金額計算の基礎其の他の者の分に付ては其の年分の支拂豫算年額及其の金額計算の基礎	毎年一月末日限 其の年三月十五日限	
同異動調書	其の年一月末日迄に提出したる支拂調書に記載せられたる者にして其の支給を受けざるに至りたるもの又は住所氏名に異動を生じたる場合の異動事實	毎年三月十五日限	

信託計算書		
區分	記載事項	提出期限
信託會社	一、委託者及受益者の住所氏名 二、信託行爲の時及各事業年度末に於ける信託財産の種類及現在額並各事業年度中に於ける信託財産の異動及信託に關する收入支出 三、前各號に掲ぐるものの外信託行爲の內容に關する事項	毎事業年度終了後二十日限

算書	
信託會社に非ざる受託者	一、委託者及受益者の住所氏名 二、信託行爲の時及二月末日に於ける信託財産の種類及現在額並前年三月一日より其の年二月末日に至る期間中に於ける信託財産の異動及信託に關する收入支出 三、前各號に掲ぐるものの外信託行爲の内容に關する事項
	毎年三月十五日限

樣式 支拂調書及信託計算書の樣式は所得稅法施行細則第四條に規定されて居る。卽ち左の通りである。

第五號書式甲（用紙美濃判）

昭和何年分俸給給料其他支拂（異動）調書

年月日　官公衙名、法人代表者、其他支拂者　氏名㊞

俸給給料（歲費年金恩給）		手當		賞與		摘要	支拂ヲ受クル者	
金額	計算ノ基礎	金額	計算ノ基礎	金額	計算ノ基礎		住所又ハ居所	官職名	氏名
圓		何手當 圓 何手當		何賞與 圓 何賞與					

備考

一、俸給、給料、歲費、年金、恩給、賞與等ノ支拂調書ハ本樣式ニ依ルモノトス

二、俸給、給料（歲費、年金、恩給）及手當ノ金額欄ニハ左ノ金額ヲ記載スルモノトス

（イ）前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ前年中ノ支拂金額

（ロ）前年一月一日後、新ニ支給ヲ受クルニ至リタル者ノ分ニ付テハ本年分支拂豫算年額

但シ本年一月一日以後調書提出迄ノ間ニ於テ支給ヲ受ケザルニ至リタル者ニ付テハ本年分支拂金額

（ハ）轉勤等ノ場合ニ於テハ新支拂者ニ於テ轉勤前ノ支拂金額ヲモ記載スルモノトス

三、賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ調書提出當時在勤セザル者ノ分ヲモ記載スルモノトス

四、賞與ノ支拂確定月日ハ備考ニ記載スルモノトス

五、年金及恩給ニシテ代理受領ニ係ルモノニ付テハ其ノ受領者ノ住所氏名ヲ摘要欄ニ記載スルモノトス

六、稅務署長ノ承認ヲ得タルトキハ本樣式ト異リタル樣式ニ依リ調製スルコトヲ得

第五號書式乙（用紙半紙判）

昭和何年何期分利益（利息）配當支拂調書

年月日　何會社代表者　氏名㊞

一、配當金總額

內、無記名式株式ニ對スル分

一、株式數　舊株　新株

（出資金額又ハ基金）

一、一株ノ額面金額

一、同拂込濟金額　舊株　圓　新株　圓

一、配當率

一、一株ノ配當金額　舊株　圓　新株　圓

一、支拂金額ノ確定シタル月日

內譯

株式數（出資金額又ハ基金）	配當金額	配當特別稅	差引配當金額	摘要	支拂ヲ受クル者	
舊株 新株	圓				住居所	氏名

備考

一、摘要欄ニハ左記ノ事項ヲ記載スルモノトス

（イ）優先株ニ付テハ其ノ優先權ニ基ク配當率ノ增加額

（ロ）出資金額ノ割合ニ異ル持分計算ニ依リ利益ノ配當ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ持分ノ割合

（ハ）所得稅法第十四條第二項ニ依リ利益ノ配當ト看做サルル金額ニ付テハ其ノ支拂ヲ受クル者カ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額又ハ株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額

二、所得稅法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有セザル者ニ對スル內譯ハ別紙ニ記載シテ添附スルモノトス

三、無記名株式ニ付テハ本書式ノ內譯ヲ要セザルモノトス

四、所轄稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ本樣式ト異リタル樣式ニ作リ調製スルコトヲ得

第五號書式丙（用紙半紙判）

自何年三月
至何年二月　無記名式株式利益（利息）配當支拂調書

年月日　何會社代表者　氏名㊞

所屬事業年度	株式數	配當金額	配當特別稅	差引配當金額	支拂月日	支拂ヲ受ケタル者	
	舊株 新株	圓				住居所	氏名

備考　一、利益又ハ利息ノ所屬事業年度別小計ヲ附スルモノトス

第五號書式丁（用紙西洋紙）

年　月　日自
年　月　日至

信託ニ關スル計算書

受益者住所氏名	信託財産ヨリ生ズル利益ノ受益者 元本タル信託財産ノ受益者	年　月　日	受託者住所氏名	信託ノ期間	信託ノ目的
委託者　住所　氏名					

收入金額	支出金額	收支ノ基本タル信託財産				備考
		種類	所在地	數量	價格	
円	圓				圓	
繼越						

備考

一、本書ハ一信託毎ニ記載スルモノトス

二、收入金額及支出金額ハ左ノ各號ニ依リ記載スルモノトス

（イ）收入及支出ノ基本タル信託財産ノ異ナル毎ニ區分記載スルコト

（ロ）金錢以外ノ收入及支出ハ之ヲ金錢ニ換算シテ記載スルコト

（ハ）信託財産ノ處分ニ依リ生ジタル損益ハ他ノ收入及支出ト區分記載スルコト但シ賣買代金ハ記載スルヲ要セズ

（ニ）支出ニ付テハ信託報酬、租稅公課、營繕費等其ノ科目ヲ當該備考欄ニ記載スルコトス

三、信託財産ハ左ノ各號ニ依リ記載スルモノトス

（イ）有價證券ニ在リテハ種類欄ニ「何々會社株式」「何々會社社債」ノ如ク所在地欄ニ發行者ノ住所ヲ記載スルコト但シ其ノ種類ニ依リ發行者ノ住所ヲ知得セラルルモノニ在リテハ所在地ノ記載ヲ省略スルモ妨ナシ

（ロ）金錢債權ニ在リテハ一契約毎ニ記載シ其ノ利率及契約期間ヲ備考欄ニ記載スルコト

（ハ）不動産ニ在リテハ田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地、池沼、山林、牧場、原野、雜種地、建物、立木等ニ區分記載スルコト

（ニ）動産ニ在リテハ其ノ品目毎ニ記載シ所在地ノ記載ヲ要セズ

（ホ）事業年度末（信託會社ニ非ザル受託者ニ在リテハ二月末日）ニ現存セザル信託財産ニ付テハ其ノ處分年月日ヲ備考ニ記載スルコト

（ヘ）事業年度（信託會社ニ非ザル受託者ニ在リテハ前年三月一日ヨリ本年二月末日ニ至ル期間）中ニ收入及支出ナキ信託財産ニ付テハ其ノ信託財産ノミヲ記載シ收入及支出欄ニ斜線ヲ施スコト

（ト）新ニ信託行爲ニ依リ受入レタル信託財産ニ付テハ其ノ受入ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルモノトス

四、摘要欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

（イ）受益者ニ交付シタル信託財産ノ種類、數量及其ノ時期

（ロ）信託財産ヨリ生ズル利益ノ受益者數人アル場合ニ於テ其ノ利益ヲ受クル割合ヲ異ニスル者アルトキハ其ノ割合

（ハ）受託者ノ受クベキ報酬額又ハ其ノ計算方法、支拂義務者及支拂ノ時期

（ニ）信託業法第九條ノ規定ニ依ル補塡又ハ補足ノ割合其ノ他之ニ關スル事項

（ホ）受益者ノ異動アリタルモノニ付テハ其ノ原因及異動ノ時期

五、所轄稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ本樣式ト異リタル樣式ニ依リ調製スルコトヲ得

交付金　支拂調書、異動調書、信託計算書の提出者は請求すれば左記金額を交付される。請求は、支拂調書又は計算書提出後三十日以內に所轄稅務署に請求書を提出するのである。

一、支拂調書及異動調書は記載事項一件一人毎に五厘

二、信託計算書は一信託毎に三錢

官廳、府縣知事及其の委任を受けた者竝に三等郵便局長の提出した支拂調書には交付金はない。

罰則　尙第十三章に述ぶる如く支拂調書又は信託計算書を正當の事由なくして提出しない場合又は提出するも不正の事實を記載した場合には、千圓以下の罰金に處せられ交付金を受けられないことになつて居る。

四　稅務官吏の質問權

納稅義務者からの申告、稅務署自身の調査、之に加ふるに支拂調書等の提出を受け、調査網は完備したのであるけれど未だ是のみでは充分と云ひ難い。卽ち提出せる申告書又は支拂調書は果して正當のものであるか如何か、或は其の記載に誤謬はなきか、尙又申告や支拂調書や信託計算書を提出せざる向も放任出來ない。玆に於てか稅務署長又は其の代理官に、左記の者に對する質問權を附與したのである。（所得稅法第五十七條及第五十八條）

一、納税義務者及び納税義務ありと認むる者
二、支拂調書又は信託計算書を提出する義務ある者
三、納税義務者又は納税義務ありと認むる者に金錢又は物品を支拂ふの義務を有すると認むる者

第五十七條　税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者、納税義務アリト認ムル者又ハ前條第一項又ハ第二項ノ支拂調書又ハ計算書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十八條　税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

前掲（一）（二）については質問の範圍に限定がないから凡そ所得調査上必要なる事項は何事でも質問し得るが、（三）の場合は質問の範圍が其の支拂義務ある金額、數量、價格又は支拂期日に付ての質問に限定されて居る。蓋し（一）の場合は質問を受ける者が直接納税義務者又は納税義務ありと認められてゐる者であり（二）は支拂調書又は信託計算書を提出すべき義務者である爲であり（三）は間接的なる第三者なるが爲であつて誠に當然の事である。質問の方法は書面に依る場合もあり口頭に依る場合もあるが、指定された方法で答辯を爲すべき義務がある。

五　所得金額の決定

原則　税務署長は納税義務者の申告書或は第三者から提出せられた支拂調書又は信託計算書及び被質問者の回答其の他税務署の調査した事蹟等に依つて各人の所得金額を算出確定して所得金額調査書なるものを作成する。之は第二項で説明した通りである。而して此の調査書を所得調査委員會に送付し、其の決議に基いて税務署長が各人の所得金額を決定するのである。即ち所得金額は一度所得調査委員會にはかつた上決定されるのであるが、決定權は税務署長に在り調査委員會は諮問機關である。

追加決定　所得金額は毎年所得調査委員會に附議して決定するのであるけれど、所得調査委員會閉會後に於て所得の決定に脱漏ある事を發見した場合は致方なく、例外として其の決定を爲すべかりし年の翌年より三ケ年間は所得調査委員會に附議して決定することが出來る。

又右の場合所得ある者が進んで納税義務あること又は所得金額の增加ある事を申出でた場合には翌年の所得調査委員會に附議する事もなく所得を決定し得ることになつて居る。

ホンの少額の脱漏でも追加決定すると云ふのではない。相當程度の脱漏がある場合に限つて追

加決定するのである。

追加決定と云ふ意味は、例へば昭和十三年分決定金額が一萬五千圓である所へ、昭和十四年に五千圓追加決定されたとすれば昭和十三年分の決定額一萬五千圓を二萬圓に增加したことになる。從つて稅金は五千圓の稅金を追徵されるのでなく、二萬圓に對する稅金を算出し、一萬五千圓に對する稅金との差額を追徵されることになるのである。之は次の法人の追加決定の場合も同樣である。

法人成の追加決定　支那事變特別稅法の規定に依つて、所得金額の決定後翌年所得金額決定前に於て營業を法人に繼續せしめた者の當該營業の實際所得額が決定所得額を超過するときには、此の超過額を所得金額の決定に付脫漏のあつたものとして翌年の所得調査委員會に附議して追加決定出來ることになつて居る。

例へば甲は昭和十三年五月二十日に昭和十三年分として營業所得額を一萬圓と決定された。此の營業を昭和十三年十二月三十一日甲會社に繼續せしめたとする。此の場合昭和十三年中の甲の實際の營業所得を計算して見て若し一萬五千圓もあつたとすれば昭和十三年分決定額の一萬圓を超過する五千圓を追加決定する。つまり昭和十三年分の一萬圓の決定を一萬五千圓に增加されることになるのである。此の場合も超過額が少額の場合は追加決定しない。營業の實際所得は其の年に於ける收入金額から必要の經費を控除して計算する。

政府決定　所得調査委員會に附議して決定するのが原則であるけれど、左の場合には附議することなく稅務署長單獨で決定することが出來る。

イ、五月三十一日迄に所得調査委員會が成立（第十二章參照）しない場合

ロ、調査委員會の開期中（第十二章參照）又は五月三十一日迄に調査が決了せない場合は調査未了の分を稅務署長單獨で決定出來る。

ハ、調査委員會の決議を不當と認め七日以內の期間を定めて再調査に付した場合仍其の決議を不當と認むる時、又は再調査期間內に調査が結了しない時

脫稅者に對する決定　詐僞其の他不正の行爲に因つて所得を逋脫した場合にも調査委員會に掛けず稅務署長單獨で所得金額を決定する。（第十三章參照）

六　決定額の通知

稅務署長が所得金額の決定を了したときには、次の仕事として決定金額を納稅義務者に通知せねばならぬ。決定の效力は此の通知書を納稅義務者に交付して始めて發生するのである。決定額の通知は普通の決定、追加決定、法人成の追加決定、政府決定の何れの場合を問はず必要なので、

納税義務者の申告額通りに決定した場合でも通知するを要するのである。納税義務者の住・居所不明の爲め未だ交付出來ない間は納税義務は發生せず徴收手續を開始することも爲し得ないのである。

決定通知と云ふことは斯樣に大切な事であるから税法施行地に住所又は居所を有せざる納税義務者が納税管理人を申告しない場合は納税義務者の氏名及金額を官報に公告し、此の公告の初日より七日を經過した時は通知を了したものと看做すことになつて居るのである。

決定通知書には、勤勞所得の控除をし、家族扶養費や生命保險料を控除し、免税所得を除外した殘額を記載してある。

右所得總額の中に一時恩給及之に類する退職給與、山林の所得を包含して居る時には一時恩給及之に類する退職給與と山林の所得の金額は之を內書し、免除所得ある時は此の金額をも附記し、追加決定等の場合は其の旨記載して通知する。尙、同居家族の所得も附記して通知する。

決定通知書を見て決定金額に不服がある場合は第十一章に說明する如く審査請求が出來るのである。決定通知書を返す等のことをしても何にもならぬ。

行政裁判所判例　所得金額決定通知書ヲ郵便ニテ發送シタルトキ其ノ郵便物カ之ヲ受領スヘキ者ニ配達セラレタルトキハ其ノ者カ之カ受領ヲ拒絕スルモ所得税法ニヨリ所得金額ノ決定通知アリタルモノトス（昭和四年第六十號事件昭和四年六月二十二日宣告）

第十章　所得税の徴收

一　概說

前章に述べた通り税務署長が所得調査委員會の諮問を經て所得金額を決定したときは、その決定金額を納税義務者に通知する。納税義務者は此の通知書の受領に依つて始めて納税義務が確定するのである。

一方税務署では決定金額に基いて税額を算出し、納期毎に納税義務者に税額を告知する。納税義務者は納税告知書を受けて愈々茲に具體的の納税義務が發生するのである。

納税の告知及徴收事務は市區町村に委任されて居る。納期內に納めない者に對しては税務署に於て國税徴收法に依つて强制徴收する。

本章に於ては滯納の場合の强制徴收方法を除き、税額の算出から徴收する迄の說明をする。

二　稅率變遷の跡を顧みる

明治二十年所得稅法が創設されてから現在（昭和十四年四月）に至る迄、稅率は左表の通りの推移を辿つて居る。

明治二十年創設		明治三十二年改正		明治三十七年非常特別稅法ニ依リ增徵ノ結果	
第一等所得金高三萬圓以上	百分ノ三	十萬圓以上	千分ノ五五	千分ノ九三・五	
第二等　同上　二萬圓以上	百分ノ二・五	五萬圓以上	千分ノ五〇	千分ノ八五	
		三萬圓以上	千分ノ四五	千分ノ七六・五	
		二萬圓以上	千分ノ四〇	千分ノ六八	
		一萬五千圓以上	千分ノ三五	千分ノ五九・五	
第三等　同上　一萬圓以上	百分ノ二	一萬圓以上	千分ノ三〇	千分ノ五一	
		五千圓以上	千分ノ二五	千分ノ四二・五	
		三千圓以上	千分ノ二〇	千分ノ三四	
		二千圓以上	千分ノ一七	千分ノ二八・九	
第四等　同上　千圓以上	百分ノ一・五	千圓以上	千分ノ一五	千分ノ二五・五	
第五等　同上　三百圓以上	百分ノ一	五百圓以上	千分ノ一二	千分ノ二〇・四	
		三百圓以上	千分ノ一〇	千分ノ一七	

明治三十八年非常特別稅法ニ依リ增徵ノ結果		大正二年改正		大正七年改正	
五百圓未滿（三百圓以上）	千分ノ二〇	千圓以下ノ金額	千分ノ　二五	千分ノ三〇	
千圓未滿（五百圓以上）	千分ノ二五・二	千圓ヲ超ユル金額	千分ノ　三五	千分ノ四〇	
五千圓未滿（千圓以上）	千分ノ三四・五	二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ　四五	千分ノ五五	
五千圓未滿（二千圓以上）	千分ノ三九・一	三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ　五五	千分ノ七〇	
五千圓未滿（三千圓以上）	千分ノ四六	五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ　七〇	千分ノ八五	
一萬圓未滿（五千圓以上）	千分ノ六〇	七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ　八五	千分ノ一〇五	
一萬五千圓未滿（一萬圓以上）	千分ノ七五	一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ一〇〇	千分ノ一二五	
二萬圓未滿（一萬五千圓以上）	千分ノ九四・五	一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ一二〇	千分ノ一四五	
三萬圓未滿（二萬圓以上）	千分ノ一一六	二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ一四〇	千分ノ一七〇	
五萬圓未滿（三萬圓以上）	千分ノ一三九・五	三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ一六〇	千分ノ一九五	
十萬圓未滿（五萬圓以上）	千分ノ一七〇	五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ一八〇	千分ノ二二〇	
		七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二〇〇	千分ノ二四五	
十萬圓以上	千分ノ二〇三・五	十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二二〇	千分ノ二七〇	
		二十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ三〇〇	

大正九年改正	大正十五年改正	昭和十二年三月臨時租税増徴法ニ依ル増徴税率	昭和十二年八月北支事件特別税法ニ依ル増徴税率	昭和十三年三月改正臨時租税増徴法ニ依ル税率	昭和十三年三月支那事変特別税法ニ依ル増徴税率
八百圓以下ノ金額 百分ノ〇・五					
八百圓ヲ超ユル金額 百分ノ一					
千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二	千二百圓以下ノ金額 百分ノ〇・八			千二百圓以下ノ金額 百分ノ一	
千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三	千二百圓ヲ超ユル金額 百分ノ二		昭和十二年分ノ第三種所得税額（大正十五年ノ改正税率ヲ算出シタ税額ニ臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ加算シタル額ノ百分ノ七・五増徴	千二百圓ヲ超ユル金額 百分ノ二・五	右税率ヲ算出シタ税額ノ百分ノ二・五ヲ増徴
二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四	千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三	所得金額二千圓以下ナル所得税額ノ百分ノ二〇		千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ四	
三千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五	二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四	所得金額三千圓以下ナル所得税額ノ百分ノ三〇		二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五・五	
五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ六・五	三千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五	所得金額七千圓以下ナル所得税額ノ百分ノ三五		三千圓ヲ超ユル金額 百分ノ七	
	五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ六・五			五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ九	

大正九年改正	大正十五年改正	昭和十二年三月臨時租税増徴法ニ依ル増徴税率	昭和十二年八月北支事件特別税法ニ依ル増徴税率	昭和十三年三月改正臨時租税増徴法ニ依ル税率	昭和十三年三月支那事変特別税法ニ依ル増徴税率
七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ八	七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ八			七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ一一	
一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ九・五	一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ九・五	所得金額一萬五千圓以下ナル所得税額ノ百分ノ四〇		一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一三	
一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ一一	一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ一一			一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ一六	
二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一三	二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一三			二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一九	
三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一五	三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一五			三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二二	
五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一七	五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一七			五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二五	
七萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一九	七萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ一九			七萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二八	
十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二一	十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二一	所得金額十萬圓以下ナル所得税額ノ百分ノ四五		十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三一	
				十五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三四	
二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二三	二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二三			二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三七	

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二五	五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二五	所得金額五十萬圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ五五	三十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四〇
百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二七	百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二七	所得金額百萬圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ六〇	五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四三
二百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三〇	二百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三〇	所得金額百萬圓ヲ超ユル所得 所得稅額ノ百分ノ七〇	七十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四六
三百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三三	三百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三三		百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五〇
四百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三六	四百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三六		

明治二十年創設當時は一等から五等迄に區分した單純累進稅率であつた。

明治三十二年には日清戰役後の軍備擴張、新領土經營、其の他各般の施設のため財政支出は戰前に比し倍額に增加するの有樣であつたから、個人所得も階級を十二種に分け小所得者はたいしたことはなかつたが、中所得者以上は相當增稅された。

明治三十七年には非常特別稅法に依り軍事費財源の一部として日露戰役下の第一次增稅を斷行した。各所得階級に對し十分の七の增徵。

明治三十八年には非常特別稅法を改正して日露戰局發展に伴ふ軍事費增加の一部を賄うた。此の爲め稅率は戰前に比すれば二倍或は三倍に上昇した。從來の二期の納期を四期制に改めた。

大正二年には日露戰後の財政整理に伴ひ、非常特別稅法を廢止し之を新所得稅法に織込むと共に從來の單純稅率を超過累進稅率に變更した。

大正七年には歐洲大戰による國防の充實、內外の施設の整備、物價の騰貴と共に愈々財政膨脹の氣運に向ひ、稅率を約二割引上げた。

大正九年には歐洲大戰後の國防の充實、敎育の振興、交通機關の整備、產業奬勵等の新經營の爲め增收を要したが、一面負擔の不均衡を是正し又大戰後の經濟事情の推移及社會思潮の變化に伴ふ適宜の改善を加ふ要あり、所得階級を增加し、小所得者に對しては負擔を輕減し大所得者に對しては增加を圖つた。尙懸案の配當所得の綜合課稅を實現すると共に、一方山林所得は山林以外の所得と區別し各別に稅率を適用することとした。

大正十五年には戰後の反動による財界の萎靡不振等に依り財務、行政の整理緊縮が行はれたが、所得稅も中產階級多數國民の負擔を輕減する目的を以て課稅最低限八百圓を千二百圓に引上げ千二百圓以下の金額に對する稅率を引下げた。又、山林所得に對しては其の所得金額を五分したる

ものに税率を適用し、それを五倍した額を以て税額とした。

昭和十二年には滿洲事變後の國際情勢の變化により國防充實のため臨時租税增徵法が公布され、第三種所得も所得の多寡に應じて二割乃至七割の增徵が行はれた。

昭和十二年八月には北支事件に關する軍費の一部に充てる爲め前表の通り百分の七・五增徵された。

要之、昭和十二年分個人所得税は所得税法に依る税額と臨時租税增徵法に依る增徵税額と北支事件特別税法に依る增徵税額との三つを合計した税額を納付したことになる。

昭和十三年には戰局長期戰に入り愈々軍事費の增大を來たしたから北支事件特別税法を廢止して支那事變特別税法を制定し、免税點を千圓に引下げ且つ所得税額の百分の二十二・五に相當する税額を增徵することとなつた。之と同時に臨時租税增徵法の階級割增式の增徵率は不公平を伴ふといふので、之を超過累進税率に改めた。そこで所得税法の税率は一應之を停止して、臨時租税增徵法の税率が用ひられることになつた。

要之、昭和十三年分からは臨時租税增徵法に依る税額に支那事變特別税法に依る增徵税額を加算したものを所得税として徵收されることになる。但し此の徵收税額は所得の百分の五十五を超えることのない樣、緩和規定が設けられて居る。

以上、所得税法施行以來今日に至る迄の變遷を概觀したのであるが、國際情勢及び國運の進展に伴ひ逐次增税されて來てゐる。現下內外の諸情勢に顧みるときは、今後國家各般の經費の膨脹は免るべくもなく、租税の方面に於ても尙多少共に增徵が行はれるであらうことは想像に難くない。過去の增税に於ては、小所得者の負擔を緩和しながら比較的大所得者の負擔を增加するといふ社會政策的な傾向が見受けられるのであるが、既に昨年免税點の引下を行つた事實もあり、將來所得税は國民税として現在よりも更に廣く國民一般に課せられる租税となるのではないかと思惟される。何れにしても之は地方税たる戶數割との關係もあり、昭和十五年度の一般的税制改正に課せられたる大きな問題であらう。

三　税額算出方法

只今の個人所得税の税率は次の樣になつて居る。

所得階級區分	所得税法の税率	臨時租税增徵法の税率
千二百圓以下の金額	百分の〇・八	百分の一
千二百圓を超ゆる金額	百分の二	百分の二・五
千五百圓を超ゆる金額	百分の三	百分の四
二千圓を超ゆる金額	百分の四	百分の五・五

三千圓を超ゆる金額	百分の五
五千圓を超ゆる金額	百分の六・五
七千圓を超ゆる金額	百分の八
一萬圓を超ゆる金額	百分の九・五
一萬五千圓を超ゆる金額	百分の十一
二萬圓を超ゆる金額	百分の十三
三萬圓を超ゆる金額	百分の十五
五萬圓を超ゆる金額	百分の十七
七萬圓を超ゆる金額	百分の十九
十萬圓を超ゆる金額	百分の二十一
十五萬圓を超ゆる金額	
二十萬圓を超ゆる金額	百分の二十三
三十萬圓を超ゆる金額	
五十萬圓を超ゆる金額	百分の二十五
七十萬圓を超ゆる金額	
百萬圓を超ゆる金額	百分の二十七

百分の七	
百分の九	
百分の十一	
百分の十三	
百分の十六	
百分の十九	
百分の二十二	
百分の二十五	
百分の二十八	
百分の三十一	
百分の三十四	
百分の三十七	
百分の四十	
百分の四十三	
百分の四十六	
百分の五十	

二百萬圓を超ゆる金額	百分の三十
三百萬圓を超ゆる金額	百分の三十三
四百萬圓を超ゆる金額	百分の三十六

百分の五十	
百分の五十	
百分の五十	

當分の間所得税法の税率は適用されず、臨時租税増徴法の税率を適用して所得税額を算出する。

尙右に依つて算出した税額の百分の二十二・五が支那事變特別税法に依つて増徴されるのである。

個人の所得税は原則として右の如く所得金額を幾つもの階級に別ち、各階級毎に遞次に各税率を適用して算出するのである。

臨時租税増徴法の税率を適用して算出する方法を説明するが、例へば所得金額千六百圓の税額を算出するのは $1,600圓 \times \frac{4}{100} = 64圓$ ではない。「所得金額を各階級に區分して遞次に各税率を適用して税額を算出する」のであるが、之を圖解すれば次の通りである。

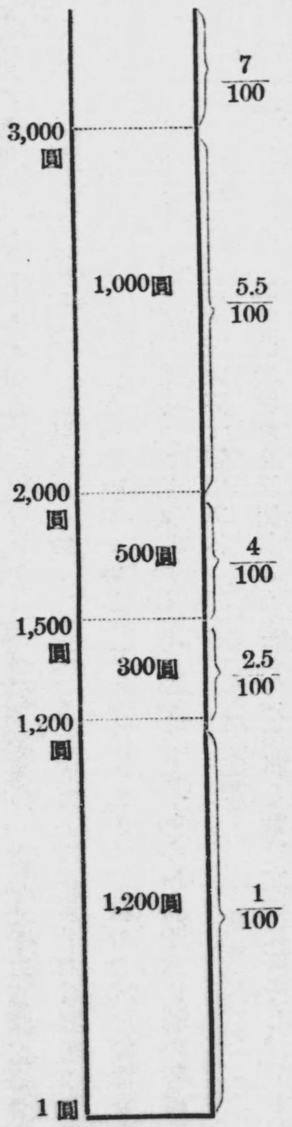

卽ち所得金額千六百圓の所得稅を算出しようと思へば千六百圓を、一圓以上千二百圓迄の金額（千二百圓）と千二百一圓から千五百圓迄の金額（三百圓）と千五百一圓から千六百圓迄の金額（百圓）との三つに區分して夫れに各級の稅率を乘じて算出するのである。百分の四の稅率を乘ずるのは千六百圓の中、千五百圓を超えた百圓に對してのみである。卽ち所得千六百圓の所得稅は二十三圓五十錢である。

$$1{,}200 \times \frac{1}{100} = 12.00$$
$$300 \times \frac{2.5}{100} = 7.50$$
$$100 \times \frac{4}{100} = 4.00$$

計	1,600	23.50

二千圓の稅額を算出しようと思へば所得金額を三つに區分し、三千圓の場合は四つに區分して算出せねばならぬのである。（前頁圖解參照）

此の樣な稅率を超過累進稅率と云ふのである。

併し例外として、所得中に一時恩給及之に類する退職給與金と山林の所得がある場合は此等の所得と他の所得とは區分して稅額を算定する。

山林の所得は先づ之を五分する。例へば山林の所得が一萬圓ならば之を五分すれば二千圓になる。そして此の五分した金額に前記の稅率を適用して算出した金額を更に五倍した金額を以て山林所得の稅額とするのである。つまり山林所得の稅額は輕減されたことになるが、之は山林所得は過去數十年間竹木を養成して得た所得で他の一ヶ年間に得た所得と同率を適用する事は酷である爲めである。一時恩給及之に類する退職給與金に付ては、支拂者を異にする金額毎に所得金額を左の各階級に區分して遞次に各稅率を適用して算出する。

二萬圓以下の金額	百分の五
二萬圓を超ゆる金額	百分の十
十萬圓を超ゆる金額	百分の二十
五十萬圓を超ゆる金額	百分の三十

計算方法は前述普通の所得の場合の計算方法と同樣である。第三種所得として課稅される一時恩給及之に類する退職給與は稅法施行地外より支拂を受くるものであるが、稅法施行地に於て受くるものと何等差異なきものであるから、之と同樣の課稅を爲す意味に於て源泉課稅たる第二種丙の稅率が準用されるのである。尙稅額を算出する場合には、同居家族の所得金額は之を合算して其の總額に對して稅率を適用して一家の總稅額を算出し、此の總稅額を各人の所得金額に案分して各人の稅額を定める。但し一時恩給及之に類する退職給與は合算しない。唯山林の所得は同居家族の山林の所得と合算して稅額を算出し、然る上之を各人の山林所得に案分するのである。

今迄說明した所を纏めて見ると、納稅義務者の一家の合算所得總額を（一）普通の所得、（二）山林の所得、（三）一時恩給及之に類する退職給與金（所得稅法施行地外から受けたものに限る。施行地內で支拂を受けたものは第二種の所得である）の三つに分け、普通の所得の稅額は臨時租稅增徵法の稅率を適用して計算し、山林の所得は五分した金額に前記稅率を適用して算出した金額を更に五倍し、一時恩給及之に類する退職給與金は同居家族分を合算しないのみならず支拂者

を異にする毎の金額に別に所得税法で規定して居る税率を適用して税額を算出する。斯くて最後に案分して各人の普通の所得の税額と山林の所得の税額を算出し、尙ほ一時恩給及之に類する退職給與金の税額と合計する。此の合計税額に對して支那事變特別税法に依り百分の二二・五增徵されるのである。

普通の所得の税額
山林の所得の税額
一時恩給及
之に類する
＋　退職給與金の税額
―――――――――――
合計税額
＋　合計税額×$\frac{22.5}{100}$＝增徵税額
―――――――――――
合計徵收税額

此の增徵税額を計算する場合に、增徵税額は第三種所得の五割五分に相當する金額から臨時租税增徵法に依り算出した所得税額を控除した殘額を超ゆる事を得ない。平たく云へば增徵税額をも加算した合計徵收税額が所得金額の五割五分を超えたら、超えた部分は切捨てる、つまり所得税を所得の五割五分以内に止めると云ふ意味である。尙所得額が千二百圓未滿の者には前記百分の二十二・五の增徵はされない。

四　税額算出實例

税額は所得決定金額を基礎として算出する。決定金額は個人の全所得から第二種の所得を除外し、非課税所得を除外した上、所得の種類毎に所得金額を計算して合計し、それから勤勞所得の控除を爲し、尙申請に依つて家族扶養費、生命保險料を控除し、又申請に依る免税事業の所得を除外した金額である。

今假に次の如き決定を受けたとすれば、

父
- 山林の所得　六、〇〇〇圓
- 一時恩給の所得　一〇、〇〇〇
- 其の他の所得　五、〇〇〇

長男
- 山林の所得　四、〇〇〇
- 其の他の所得　三、〇〇〇

孫――其の他の所得　二、〇〇〇

先づ一時恩給以外を合算する。

山林所得合算額　一〇、〇〇〇圓　此の五分の一　二、〇〇〇圓
其の他の所得合算額　一〇、〇〇〇

山林所得一〇、〇〇〇圓の税額一九七圓五〇

父 所得六、〇〇〇圓に案分税額一一八圓五〇
長男所得四、〇〇〇圓に案分税額 七九圓〇〇
計 一九七圓五〇

其の他の所得
一〇、〇〇〇圓の税額七四四圓五〇

父 所得五、〇〇〇圓に案分税額 三七二圓二五
長男所得三、〇〇〇圓に案分税額 二二三圓三五
孫 所得二、〇〇〇圓に案分税額 一四八圓九〇
計 七四四圓五〇

山林所得の税額

$$1{,}200 \times \frac{1}{100} = 12.00$$
$$300 \times \frac{2.5}{100} = 7.50$$
$$+\ 500 \times \frac{4}{100} = 20.00$$
$$2{,}000 \qquad 39.50$$
$$39.50 \times 5 = \underline{\underline{197.50}}$$

其の他の所得の税額

$$1{,}200 \times \frac{1}{100} = 12.00$$
$$300 \times \frac{2.5}{100} = 7.50$$
$$500 \times \frac{4}{100} = 20.00$$
$$1{,}000 \times \frac{5.5}{100} = 55.00$$
$$2{,}000 \times \frac{7}{100} = 140.00$$
$$2{,}000 \times \frac{9}{100} = 180.00$$
$$+\ 3{,}000 \times \frac{11}{100} = 330.00$$
$$10{,}000 \qquad \underline{\underline{744.50}}$$

一時恩給の税額

$$10{,}000 \times \frac{5}{100} = \underline{\underline{500.00}}$$

種目		所得金額	税額	増徴税額（百分の二二・五）	合計税額（徴收税額）
内譯 父	山林の所得	六、〇〇〇	一一八、五〇		
	一時恩給	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇		
	其の他の所得	五、〇〇〇	三七二、二五		
	計	二一、〇〇〇	九九〇、七五	二二二、九一	一、二一三、六六
長男	山林の所得	四、〇〇〇	七九、〇〇		
	其の他の所得	三、〇〇〇	二二三、三五		
	計	七、〇〇〇	三〇二、三五	六八、〇二	三七〇、三七
孫	其の他の所得	二、〇〇〇	一四八、九〇	三三、五〇	一八二、四〇
合算	山林の所得	一〇、〇〇〇	一九七、五〇		
	一時恩給	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇		
	其の他の所得	一〇、〇〇〇	七四四、五〇		
總計		三〇、〇〇〇	一、四四二、〇〇	三二四、四三	一、七六六、四三

超過累進税率に依つて税額を算出するのは右の通り容易なことでない。左の如き速算表に依つて計算すると便利である。

第三種所得税率及税額速算表

備考

1. 税額ヲ算出セントスル所得金額ニ本表ノ（乘率）ヲ乘シタル金額ヨリ當該欄ノ（控除額）ヲ控除シタルモノカ税額ナリ　所得1,600圓ノ税額ハ$1,600\times\frac{4}{100}-40.50=23.50$　$23.50\times\frac{22.5}{100}=5.28$（增徵税額）　$23.50+5.28=28.78$（合計徵收税額）
2. 所得金額自1,000圓至1,199圓ノ所得者ニハ支那事變特別税法第五條第一項ノ增徵ナシ
3. 支那事變特別税法第五條第二項ノ適用ヲ受クル所得者ノ增徵税額ヨリ控除スヘキ金額ハ當該欄ニ外書セリ

（山林、一時恩給及之ニ類スル退職給與以外）昭和十三年分以降ニ適用ノ分

所得金額	所得税法ノ税率ニヨル税額（當分ノ間不適用）			臨時租税增徵法ノ税率ニヨル税額及支那事變特別税法ニヨル增徵税額				
	乘率	控除額	最高所得ニ對スル税額	乘率	控除額	最高所得ニ對スル税額		
						增徵法税額	特別税	計
	百分ノ	圓 錢	錢	百分ノ	圓 錢	錢	錢	錢
1,000…… 1,200	0.8	0	9.60	1	0	12.00	2.70	14.70
1,201…… 1,500	2	14.40	15.60	2.5	18.00	19.50	4.38	23.88
1,501…… 2,000	3	29.40	30.60	4	40.50	39.50	8.88	48.38
2,001…… 3,000	4	49.40	70.60	5.5	70.50	94.50	21.26	115.76
3,001…… 5,000	5	79.40	170.60	7	115.50	234.50	52.76	287.26
5,001…… 7,000	6.5	154.40	300.60	9	215.50	414.50	93.26	507.76
7,001…… 10,000	8	259.40	540.60	11	355.50	744.50	167.51	912.01
10,001…… 15,000	9.5	409.40	1,015.60	13	555.50	1,394.50	313.76	1,708.26
15,001…… 20,000	11	634.40	1,565.60	16	1,005.50	2,194.50	493.76	2,688.26
20,001…… 30,000	13	1,034.40	2,865.60	19	1,605.50	4,094.50	921.26	5,015.76
30,001…… 50,000	15	1,634.40	5,865.60	22	2,505.50	8,494.50	1,911.26	10,405.76
50,001…… 70,000	17	2,634.40	9,265.60	25	4,005.50	13,494.50	3,036.26	16,530.76
70,001… 100,000	19	4,034.40	14,965.60	28	6,105.50	21,894.50	4,926.26	26,820.76
100,001… 150,000	21	6,034.40	25,465.60	31	9,105.50	37,394.50	8,413.76	45,808.26
150,001… 200,000	21	6,034.40	35,965.60	34	13,605.50	54,394.50	12,238.76	66,633.26
200,001… 300,000	23	10,034.40	58,965.60	37	19,605.50	91,394.50	20,563.76	111,958.26
300,001… 500,000	23	10,034.40	104,965.60	40	28,605.50	171,394.50	38,563.76	209,958.26
500,001… 700,000	25	20,034.40	154,965.60	43	43,605.50	257,394.50	57,913.76	315,308.26
700,001…1,000,000	25	20,034.40	229,965.60	46	64,605.50	395,394.50	88,963.76	484,358.26
1,000,001…2,000,000	27	40,034.40	499,965.60	50	104,605.50	895,394.50	201,463.76	1,096,858.26
2,000,001…3,000,000	30	100,034.40	799,965.60	〃	〃	1,395,394.50	外 59,358.26 254,605.50	1,650,000.00
3,000,001…4,000,000	33	190,034.40	1,129,965.60	〃	〃	1,895,394.50	外 121,868.26 304,605.50	2,200,000.00
4,000,001…5,000,000	36	310,034.40	1,489,965.60	〃	〃	2,395,394.50	外 184,358.26 354,605.50	2,750,000.00

五　徵收

如上算出した税額を一時に納付する事は納税者は相當苦痛であるから、之を四分し四期に徵收することになつて居る。

第一期　其年七月一日より三十一日限
第二期　其年十月一日より三十一日限
第三期　翌年一月一日より三十一日限
第四期　翌年三月一日より三十一日限

併し納税義務者が納税管理人の申告をなさずして税法施行地外に住所又は居所を移すときは直に全部の所得税を徵收する。

納税義務者が審査の請求等をした場合に於ても徵收は猶豫しないことになつて居るから納付後決定額の變更があり納め過ぎになる場合がある。此の場合既納の税額と、變更税額を各納期に區分（四分）した税額と對照して納め過ぎの税額は還付する。

例示すれば左の如くである。

區分	合計	第一期	第二期	第三期	第四期
當初決定稅額	一〇〇圓	二五圓	二五圓	二五圓	二五圓
變更稅額	六〇	一五	一五	一五	一五

右第一期二五圓、第二期二五圓、計五〇圓納付後に決定額を變更され稅額は年額六〇圓に變更されたとすれば、變更稅額を一應四分し第三期、第四期に一五圓宛徵收し、第一期及第二期分過納額二〇圓（一期分一〇圓宛）は之を還付する。しかし此の場合過納額を還付せず後納期に充當してもよいのである。

所得金額決定通知書受領後に納稅義務者が死亡したときには相續人が納稅義務を承繼する。

六　徵收猶豫

審査請求した場合でも徵收は猶豫されないこと前記の通りであるが、減損更訂の請求をした場合には稅金の徵收を猶豫することが出來る。減損更訂請求があれば如何なる場合でも徵收を猶豫すると云ふのでなく、普通は徵收猶豫願も提出あり、そして稅務署長に於て猶豫する必要があると認めた場合に限るのである。

稅金の徵收を猶豫するのは更訂處分の確定するに至る迄である。故に稅務署長の更訂處分に對して更に訴願又は行政訴訟を提起した場合には、その訴願又は訴訟の結果に依る更訂處分の確定するに至る迄は尙猶豫すべきものである。

七　納稅管理人

納稅義務者が納稅地に現住しないとき、又は稅法施行地外に住所又は居所を移さんとするときには其の所得の申告、納稅、其の他所得稅に關する一切の事項を處理せしむる爲めに納稅管理人を定め、そして其の氏名及住所又は居所を納稅地の稅務署に申告せねばならぬ。納稅管理人は納稅地に現住する者でなければならぬ。

納稅管理人の權限は所得の申告、納稅、其の他審査請求、減損更訂の請求等、所得稅に關する一切の事項を代理し得るものである。從つて國稅徵收法に依る納稅管理人に比しその權限が甚だ廣い。訴願又は訴訟は所得稅法の範圍を離れるから納稅管理人に其の代理權はないと解すべきであらう。

第十一章　救濟方法

一　概說

所得稅の賦課に關して不服の場合は審査の請求と訴願又は行政裁判所に出訴する途が開かれて居る。等しく救濟方法と云うても所得の當初決定に不服の場合と、所得の減損更訂處分に不服の場合又は支那事變特別稅法に依る法人に營業を繼續の場合の追加決定に對する不服の場合とは救濟方法が自ら異る。卽ち

一、所得の決定に不服の場合は先づ稅務監督局長に審査の請求を爲し、稅務監督局長の審査決定に尙不服の場合は大藏大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか何れか一つの方法を選擇しなければならぬ。

二、所得の減損更訂の處分に不服の場合は先づ稅務監督局長に訴願し、尙稅務監督局長の訴願裁決に不服の場合は大藏大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか何れか一つの方法を選擇しなければならぬ。

三、支那事變特別稅法に依り追加決定を受けた場合には審査請求の途が開かれてないから減損更訂の場合と同樣先づ稅務監督局長に訴願し、稅務監督局長の裁決に尙不服の場合は大藏大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか何れか一つの方法を選擇しなければならぬ。

右の如く二重三重に救濟の途を設けてある。只昭和十二年九月法律第九十四號による支那事變の爲め從軍したる軍人軍屬の租稅減免の處分は積極味があり、減損更訂處分の消極的であるのと餘程趣を異にする。因つて此の減免に對しては審査請求は勿論、訴願又は行政訴訟を爲し得るとの規定は設けてない。

行政上の救濟方法は以上の如くである。

尙現行所得稅法は大體前年の實蹟に基いて所得金額を算定するのであるが、曩にも述べた通り第五號の所得（俸給、給料の類）と第六號の所得（其の他の所得）とは豫算の精神を加味したものであるから、本年の所得が決定額に比し著しく減損した場合は之を救濟し、負擔を輕減する必要があるとの考へから著しく減損したる場合には減損更訂請求の途を設けてある。

支那事變從軍の軍人、軍屬に對しては從來の法令の範圍では尙不十分なりとして種々減免の特例が設けられた。此等減損更訂、減免の特例等は嚴格には救濟方法と云へないけれども、此等賦課に對する不服以外の輕減の方法も一種の救濟として一括して本章に於いて說明する。

二　救濟方法

1　審査の請求

審査の請求とは　第九章に於て述べた通り稅務署長が

（一）所得調査委員會の調査を經て所得金額を決定したとき

（二）所得調査委員會閉會後決定に脫漏があることを發見して翌年以後に所得調査委員會の調査を經て追加決定したとき

（三）所得調査委員會閉會後納稅義務者の申出に依つて追加決定したとき

（四）營業を法人に繼續した場合に追加決定したとき（支那事變特別稅法の規定に依る）

（五）五月三十一日迄に所得調査委員會が成立せず又は同日迄に調査未了となつた場合の政府決定

（六）所得調査委員會の再調査を尙不當として政府決定をしたとき

には其の決定金額を納稅義務者に通知するのであるが、審査の請求と云ふのは此の決定金額に對して不服ある場合、變更取消を要求する唯一の救濟方法なのである。

所得稅法第六十條　納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額又ハ加算稅額（加算稅は同族會社のみに關係）ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

但し（一）から（六）迄の決定の中（四）の追加決定だけは「前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル……」の中に包含されて居らず審査の請求は出來ない。又、所得金額の決定は前記（一）から（六）迄の外に今一つ所得稅を逋脫した者に對しては制裁として所得調査委員會に掛けることなく決定して直に稅金を徵收する場合があるが、此の樣に制裁規定の適用に依つて所得の決定を受けた場合も審査請求することは出來ない。此の場合は訴願又は行政訴訟に依つて救濟が求められるものと信ずる。

所謂誤謬訂正　尙稅務署の決定が

（イ）同一人に對して二箇所以上の稅務署に於いて決定したとき

（ロ）勤勞所得に對する控除、扶養家族に對する控除、又は生命保險料の控除の計算を誤つたとき

（ハ）非課稅所得を算入したとき

右の如く稅務署の計算誤謬が單純で明瞭な場合は審査請求を爲す迄もなく稅務署が進んで其の

誤謬を訂正すべきものであるから、書面又は口頭で誤謬の點を指摘、訂正方を申出ればよい。

徴收の猶豫はされない　行政處分の效力として、其の取消又は變更ある迄は其の執行を停止しないのを原則とするから、審査請求しても稅金の徴收を猶豫されず當初決定の稅額を一應納付しなければならぬ。酷な樣であるけれど理論から云うても右の如くであるし又決定金額に不服がなくとも稅金の納付を遲らす爲めに審査請求を爲すが如き者を生ずる虞があるので「徴收ヲ猶豫セス」と特に規定したのである。

審査請求を爲し得る場合　稅務署長の決定した所得金額に異議がある場合に審査請求が出來るのである。

併し直接所得金額に關するものでなくとも、所得金額決定の基礎となるべき事項に異議がある場合にも審査請求が出來る。例へば同居家族の合算に關する問題等に付ても審査請求が出來る。行政裁判所判例　稅法第三十六條（現行第六十條）ニ所謂「政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキ」トハ所得金額ノ員數ノミニ對スル場合ノミヲ云フニアラスシテ同居家族ナリトノ決定ニ對スル異議ヲモ包含スルモノトス……（大正二年第一四號事件大正二年十一月二十五日宣告）

審査請求の手續　審査の請求は左の條件を備へねばならぬ。

一、二十日以內に請求すること

決定通知を受けた日から二十日以內卽ち通知書の日付如何に拘らず受取つた日から二十日以內に審査の請求書を出さねばならぬ。此の二十日の期間はなるべく寬大に解釋し決定通知書受領の日は算入せず、又郵便を以てする場合は遞送日數を算入せず卽ち發信主義によるを適當と考へる。例へば六月十日に決定通知書を受領したとすれば六月三十日迄に稅務署へ差出せばよろしい。又六月三十日の郵便局の消印があれば有效である。又天災地變等の不可抗力に依つて期限內に間に合はなかつたやうな場合にも受理するのが穩當であると考へる。

二、事由を具し證據書類を添へること

審査請求の書式に就ては別段定めがないから適宜に認めて差支ない。併し所得稅法施行規則第三十九條には「審査請求を爲さむとする者は事由を具し證據書類を添へ所得金額の決定を爲したる稅務署長を經由し稅務監督局長に申出づべし」とあるから政府の決定が不當で自己の主張が正當であると云ふ事由と證據書類を添附せねばならない。如何なる證據書類を要するかは一々明示してないが、所得の種類に依つてなるべく多くの證據書類を添附するのが双方の爲めに良いと思ふ。

三、審査請求書の提出先

施行規則の法文には「決定を爲したる稅務署長を經由して稅務監督局長に申出づべし」とあるから、他の稅務署管內へ納稅地を移轉した樣な場合でも決定地の稅務署長に提出しなければならない。書類の宛名は稅務監督局長にして、それを稅務署長に提出するのである。

税務監督局長と云ふのは通常は勿論決定をした税務署を管轄する税務監督局長に相違ないが、所得の決定後に納税地を變更したやうな場合には新納税地の税務監督局長宛にすべきである。斯る場合は決定をした税務署長が審査請求書を受理した上、之を新納税地の税務署長に送付して新納税地の税務署長から所轄の税務監督局長に進達すべきものである。

四、決定當時の現況に依つて計算すること

決定は決定當時の現況に依つて爲されて居るのであるから決定金額の適否も決定當時の現況に依つて判斷せねばならぬ。決定後の事情の變化の爲めに審査請求することは出來ない。

行政裁判所判例　所得額決定後ノ減收ヲ理由トシ其決定ヲ不當ナリト云フヲ得ス　（明治四十二年第二十七號事件明治四十二年十月二十五日宣告）

五、決定金額の當否は全所得を計算の上判斷すること

審査は後で説明する如く、全然決定をヤリ直すのであるから異議のある點のみを主張するのでは不完全である。必ず總ての所得の計算をし其の合計額に付て當否を判斷せねばならぬ。因つて異議のない種類の所得の計算書も添附を必要とする。

六、請求書の書式

簡單なる審査請求書の書式を示せば左の如くである。

第三種所得金額
乙種資本利子金額
營業純益金額
臨時利得金額
審査請求書

住所　氏名

種目	何税務署長決定額	更正要求額
第三種所得金額		
乙種資本利子金額		
營業純益金額		
臨時利得金額		

不服ノ事由

昭和何年分（第三種所得金額／乙種資本利子金額／營業純益金額／臨時利得金額）ヲ前記ノ通リ決定相受何月何日決定通知書受領ノ處前記不服ノ事由ニ依リ異議有之候ニ付審査相成度別紙證據書類相添へ此段請求候也

昭和　年　月　日　　右　氏　名　印

何税務監督局長殿

（注意）一、貸金、預金所得に異議がある場合には第三種所得と乙種資本利子と双方の審査請求をする。營業所得に異議がある場合は第三種所得と營業純益と臨時利得との三つの審査請求をする。

異議のある點は各税に共通するのであるけれど、第三種所得の審査請求をしただけでは他の税は更正されないのであるから注意を要する。

二、審査請求は四つの税を各別にするのが本則であるけれど異議のある點が多くは共通して居るのであるから、所得金額の外に營業純益金額、乙種資本利子金額、臨時利得金額の決定に對しても異議ある場合は右の様に四税兼用の請求書にするのが便利である。

證據書類の一例

一、田畑所得の場合

所得ノ生スル場所 何郡何町村大字何	作付又ハ貸付反別 反畝	收穫高 又ハ小作料	收入 金額	種子代	雇人費	肥料代	租税公課	其他	支出 計	差引所得

（注意）一、田自作・田貸付、畑自作・畑貸付と區分し各別に計算すること

二、收穫物の代金は其の年收穫時期の平均價格によること

三、支出科目は可成詳細に區分し計算掲記すること

二、貸家貸地所得の場合

昭和何年自月至月貸家貸地收支計算書

收入 科目	所在地	金額	摘要	支出 科目	金額	摘要
家貸	何町村			家屋税		
				其他公課		
				修繕費		大工、手傳、左官等
地代	〃		戸數 何戸 坪數	地代		何某拂月何十何圓
				保險料		何會社契約何萬圓
				管理人費		何某拂一ヶ月何圓
				其他雜費		
計				家屋ニ對スル減價償却額 計		取得原價、取得年耐久年數、償却歩合

差引所得

（注意）一、貸付人毎の家賃地代の明細書を添附し收入金計算の根基を示すこと
二、支出科目は可成詳細に區分掲記すること

三、商工業又は庶業所得の場合

昭和何年自月至月收支計算書

收入 科目	金額	摘要	支出 科目	金額	摘要
賣上高			持越品高		
收入金			仕入高		
請負高			工賃		
報償金			給料		
手數料			賞與		
雜收入			賄費		
現在商品			廣告接待費		
同 原料品			家賃		
同 半製品			運賃		
			電燈又ハ動力、瓦斯水道料		
			通信、電話費		
			租稅公課		
計			計		
			差引所得		

（注意）一、業體に應じ收入、支出科目は可成詳細に區分掲記すること
二、租稅公課等は內譯書を添附すること
三、現在商品、原料品、半製品、持越品は何れも時價でなく仕入値で見積ること、現在商品、原料品、半製品を收入の部へ掲げず、仕入高から差引き持越を加へて仕入原價として支出に掲げても同じことである。

2 審査決定

所得の審査請求書を受理すると稅務署長は之に意見書を附けて稅務監督局長に送つて來る。稅務監督局長は種々調査し案を立てて之を所得審査委員會の會議に掛け、其の決議に依つて稅務監督局長が所得金額を決定するのである。如斯、審査決定は審査委員會の決議に依るのが原則であるが稅務監督局長は審査委員會の決議を不當と認めた場合は再調査に付す。尙再調査の結果を不當と認めるか若は再調査に付してより七日以內の期間內に調査が結了しない場合は稅務監督局長の認むる所に依つて決定する。

審査は稅務署長の決定事項に付いて其の當否を審議するのが目的であるけれども形式は稅務署長の決定を稅務監督局長がヤリ直す形となる。卽ち稅務監督局長は稅務署長が當初決定した時の現況に依つて所得金額を算定し同居家族の所得の合算、控除等を爲し、新に所得金額を決定するのである。此の決定卽ち審査決定の結果、稅務署長の爲した決定は自然消滅の形となる。例へば

税務署長の爲した決定金額が一萬圓であつたとし、審査の結果に於ても一萬圓を相當と認めたときに於ても一萬圓と云ふ審査決定をするのである。訴願又は訴訟の裁決の如く單に決定が相當とか又は其の決定を何程に變更するかと云ふ決定とは甚だ其の趣を異にするのである。

故に審査に於いて決定すべき金額は税務署長の決定した金額より減少することもあり、同額のこともあり、增加することもあり增減することは自由である。併し救濟規定の精神から考へれば税務署長の決定より增加決定をするのは穩當でないと考へられないでもないが、特別の事由がある場合は增加決定も止むを得ないと考へる。實際問題としても審査請求して却つて決定金額が增加した實例は應々あるのである。此點も訴願、訴訟とはたいへん趣を異にする。

審査決定を爲した時は之を納税義務者に通知しなければならない。

決定通知の方法は、税務署長の當初決定の場合と同一であるが、當初決定の場合は税法施行地に住所又は居所を有せざる納税義務者が納税管理人の申告を爲さざる時は官報に公告して通知に代へることが出來たけれども審査決定の場合は斯る規定はない。蓋し審査請求する樣な場合は必ず納税管理人があるべき筈であるから實際上其の必要は起らないのである。

行政裁判所判例　所得金額ノ審査ニ依ル決定ハ……署長ノ決定ト何等關係ナク、別ニ調査ヲ爲シ新ニ其ノ所得金額ヲ決定スル獨立ノ處分ニシテ、決シテ署長ノ決定ノ當否ヲ審査シ之ヲ是認變更若ハ取消スモノニ非ズ、從テ其ノ審査ニ當リテハ新ナル資料ヲ蒐集スルコトヲ得ベク、又署長ノ決定ニ於テ認メタル所得ヲ否定スルハ勿論、署長ノ決定ニ於テ認メザル所得ヲ肯定シ其ノ結果署長ノ決定額ヨリモ多キ所得金額ヲ決定スルコトモ爲シ得ル處ナルガ故ニ、偶其ノ決定額ガ署長ノ決定額ト同一ナリトスルモ之ヲ以テ……署長ノ決定ヲ是認シタルモノト爲スヲ得ザルモノトス、審査決定ノ性質如此ナルヲ以テ……署長ノ決定ハ毎ニ審査決定ノ效力發生ト同時ニ當然其ノ効力ヲ失フモノト解スルヲ相當トス（大正八年第五二五號事件大正九年第四七號事件同第六九號事件大正十一年十月十日宣告）

所得税法第六十一條ノ規定ハ審査請求者ノ申立テタル範圍ニ制限セラルルコトナク其ノ者ノ所得ノ全體ニ付更ニ審査シ其ノ所得金額ヲ決定スベキ法意ナリト解スルヲ相當トス（昭和三年第三三二號事件同第三三三號事件昭和五年十月四日宣告）

所得金額ノ審査ハ所得ノ全體ニ付キ更ニ調査ヲ行フモノナレバ其ノ結果前決定額ヲ超過シ異議申立人ノ不利益ニ變更スルモ違法ニアラズ（明治三十七年第三一六號事件明治三十八年七月三日宣告）

3　訴願及行政訴訟

訴願及行政訴訟を爲し得る場合　訴願及行政訴訟は本章「概說」に述べた如く納税者が税務監督局長の審査決定に不服の場合又は税務署長の減損更訂處分に不服の場合の救濟方法として設けられたのである。

〔即ち、

（イ）所得の審査決定に不服の場合
大藏大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか何れか一つの方法がとれる。

（ロ）所得の減損更訂處分に不服の場合
先づ稅務監督局長に訴願し其の裁決に不服の場合、大藏大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか何れか一つの方法がとれる。

（ハ）支那事變特別稅法に依り、法人に營業を繼續せしめた場合の追加決定に不服の場合は減損更訂處分に不服の場合に同じ。

租稅の賦課に對しては訴願又は行政訴訟を爲し得べきことは訴願法又は行政裁判法により明かであるが、尙其の上に所得稅法に於いて訴願又は行政訴訟を爲し得べき規定を設けてあるのは、訴願法又は行政裁判法に對する制限的特別規定でなく、租稅の賦課の外に賦課處分の前提たる決定又は更訂處分に對しても訴願又は訴訟の途を設け救濟方法の範圍を擴張したものに外ならない。從つて納稅義務者が納稅告知書を受けた場合卽ち租稅の賦課があつた場合之に對し訴願又は訴訟を爲し得るは當然であるが、夫れは其賦課徵收の稅額又は徵收手續の不當なりとの主張は出來るが決定所得金額の當否を爭ふことは出來ない。

行政裁判所判例　稅務署長ノ所得金額ノ決定ニ對シテハ審査請求ヲ爲スコトヲ得ベクシテ、訴願ヲ爲スコトヲ得ズト雖、別個ノ處分タル納稅告知ニ對シ訴願法ニ依リ訴願ヲ爲スコトヲ妨ゲザルモノトス（大正八年第五一六號事件大正八年十二月十六日宣告）

訴願、行政訴訟の目的は所得金額の當否を判定すべきであるから審査決定額を更正する事は出來るが、之を增額決定することは出來ないのみならず納稅者の主張以外の事項に對しては裁決する事は出來ない。

訴願の仕方　訴願は處分をした行政廳を經由して其の直接上級行政廳に提起するのである。訴願の裁決を受けた後更に上級廳に訴願するときには其の裁決をした行政廳を經由して提出する。

訴願書には其の不服の要點、理由、要求及訴願人の身分、職業、住所、年齡等を記載せねばならぬ。

訴願は書面審理を原則とするから當初決定通知書又は第一次訴願裁決書の外に證據書類を添附せねばならぬ。又訴願書に侮辱、誹毀に涉る文言を用ひたるものは受理されない場合があるから注意を要する。

訴願は行政處分（減損更訂の處分等）を受けた後六十日以內に提起せねば受理されない。訴願の裁決に不服の爲め更に上級廳に訴願する場合は其の裁決を受けた後三十日以內に提起せねばならぬ。

訴願書は郵便で提出してもよい。此の場合は郵便遞送の日數は前記の日數に算入されない。書式は次の通り。

所得金額審査決定（又ハ減損更訂處分）ニ對スル訴願書

住所　　氏名
職業　　年齢

裁決ヲ仰ク要點

事實

理由

立證

年月日　　訴願人　何某　印

大藏大臣（又ハ何稅務監督局長）殿

審査決定に對する訴願の宛名は大藏大臣にして稅務監督局長に提出する。減損更訂處分に對する訴願は稅務監督局長宛にして稅務署長に提出する。其の稅務監督局長の裁決に不服の爲め再び訴願する場合は大藏大臣宛にして稅務監督局長に提出する。

行政訴訟の仕方　行政訴訟は特別の規定ある場合を除き原則として地方上級行政廳に訴願し、其の裁決を經た後でないと提起出來ない。審査決定に對しては直に行政訴訟が提起出來るが減損更訂の處分に對しては稅務監督局に訴願した後でないと行政訴訟を提起出來ない。

大臣の訴願の裁決に對しては行政訴訟を提起出來ない。訴狀には原告が經歷した訴願書裁決書並に證據書類を添附せねばならぬ。

訴狀には一定の申立、事實、理由、立證及住所、身分、職業、氏名、年齡並に被告の官氏名を記載せねばならぬ。訴狀書式は明治二十四年七月行政裁判所告示第一號の規定に依らねばならぬ。訴狀及び附屬書類は必ず正副二通を行政裁判所に提出せねばならぬ。訴訟提起の期限は處分書又は裁決書を受けたる日より六十日以內である。

書式は次の通り。

何々訴狀

住所　身分　職業
原告　　氏名　　年齡

代理人アル場合
住所　身分　辯護士　氏名
右訴訟代理人
被告　　官氏名

一定ノ申立
何……
事　實
何……
理　由
何……
立　證
何……
年　月　日

原告　氏　名　印
訴訟代理人　氏　名　印

行政裁判所長官何某殿

行政裁判所判例　稅務署長ノ通知シタル所得金額ニ異議アル者ハ審査ノ請求ヲ爲シ、ソノ決定ヲ經タル後ニ非ザレバ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ（大正十一年第四〇號事件大正十一年二月二十一日宣告等）

所得金額決定通知ニ對シ審査ヲ爲サズ稅務監督局長ニ訴願ヲ爲シ其ノ裁決ヲ不當ナリトシテ之ガ取消ヲ求ムル訴（行政訴訟）ハ適法ノ手續ニ違背スルモノトス（明治四十年第六十六號事件明治四十一年二月十八日宣告等）

所得稅法ニ於テハ……審査決定又ハ更訂處分ニ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ル旨規定セル外所得金額ニ付テハ他ニ何等不服ノ申立ヲ許ス規定ナシ、從テ……誤謬訂正願ヲ却下シタル處分ニ付テハ所得稅法ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ザルモノト解セザルヲ得ズ、而シテ所得稅法ニ於ケル前記ノ規定ハ明治二十三年法律第百六號ニ所謂別段ノ規定ニ該當スルヲ以テ同法ニ依リテモ亦……行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ、其ノ他ノ法令中ニ於テモ之ヲ許シタル規定ナシ（大正十二年第一九三號事件大正十四年六月二十三日宣告）

三　輕減方法

1　減損更訂の請求

所得の計算は實蹟を基礎として算定するのが大體の原則であるが、稅法第十四條第五號の所得（俸給、給料、歲費、年金、恩給、其他ノ給與所得）及第六號所得（所謂其の他の所得で土地、家屋、營業、職業の所得）は純然たる實蹟主義でなく豫算の精神が加味されてあるから、其の年

の所得が決定額に比し著しく減損した場合には負擔を輕減するのである。

所得稅法第六十四條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得、但シ翌年一月三十一日ヲ過ギタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

所得金額決定後相續、贈與又ハ營業繼續ニ因リ所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セズ

減損更訂の範圍　右に述べた如く更訂する所得は豫算主義の加味された所得のみで其の範圍は、

一、所得稅法第十四條第一項第五號の所得卽ち俸給、給料、歲費、年金、恩給及び此等の性質を有する給與の所得

二、同第十四條第一項第六號の所得卽ち所謂其の他の所得で、土地、家屋、營業、職業の所得である。此の二つの外の所得は純然たる實蹟課稅のものであるから、減損と云ふことはあり得ない。此の二つの所得は本年の豫算で課稅されて居れば無論のこと、前年の實蹟で課稅されて居る場合でも豫算の意味に於ける課稅であるから其の何れを問はず本年の所得が決定額に比し二分の一以上減損したら減損更訂が受けられるのである。

更訂の條件　減損更訂を受けるには次の條件を備へねばならぬ。

一、決定所得に對し二分の一以上の減損がなければならない。

此の場合の決定所得と云ふのは總所得でなく前に述べた第五號、第六號所得の合計額を指すのである。例へば昭和十三年分第三種所得金額として

俸給	一、〇〇〇圓
賞與	五〇〇圓
貸家	八〇〇圓
營業	二、〇〇〇圓
貸金	七〇〇圓
計	五、〇〇〇圓
內　勤勞所得の控除	三〇〇圓
保險料の控除	二〇〇圓
差引決定金額	四、五〇〇圓

右の如き決定を受けたとすれば此の中第五號の所得は俸給一、〇〇〇圓で、第六號の所得は貸家と營業の所得二、八〇〇圓、計三、八〇〇圓であるから此の二分の一以上卽ち一、九〇〇圓以上減損しなければならないのである。此の一、九〇〇圓以上の減損は俸給、貸家、營業の三種目に亙つて減損しても營業一種目で減損しても差支へない。

	昭和十三年分決定所得	昭和十三年中實際所得
俸給	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓
貸家	八〇〇	五〇〇
營業	二、〇〇〇	三〇〇
計	三、八〇〇	一、八〇〇

右の様な場合には更訂される。第五號、第六號の所得合計額で二分の一以上減損して居るか否かを見るのである。

其の所得の算定は、當初決定の所得額が前年（十三年分決定所得が昭和十二年中）の實蹟に依つて算定されて居ると、其の年（昭和十三年）の豫算に依つて算定されて居るとを問はず、更訂の際は其の年の實蹟に依つて算定するのである。卽ち昭和十三年分決定所得に對する更訂額は昭和十三年中の實蹟、昭和十四年分決定所得に對する更訂額は昭和十四年中の實蹟に依つて計算するのである。

當初決定の際算入しない所得例へば決定後就職した場合の俸給給料の所得や新に買入又は新築した貸家の所得や決定後開業した營業所得は凡て實蹟に依つて算定しなければならない。

	昭和十三年分決定所得	昭和十三年中實際所得	
俸給	ナシ圓	一、〇〇〇圓	
貸家	八〇〇	五〇〇	
貸地	ナシ	二〇〇	
貴金屬販買	二、〇〇〇	五〇〇	缺損
鐵工業	ナシ	五〇〇	
計	二、八〇〇	一、七〇〇	

右の場合昭和十三年中の實際所得の計が一、四〇〇圓以下なら更訂されるが一、七〇〇圓では二分の一以上の減損とならないから更訂されない。

勤勞所得の控除、扶養家族の控除及生命保險料の控除等をしない金額で對照して二分の一以上に當るや否やを判定するのである。

二分の一以上減損したか否かは同居家族の分を合算せず各人毎の所得額で見る。

所得金額決定後、稅法施行地に住所又は居所がなくなり納稅義務がなくなる場合に於ても、其の年施行地に居住して居る間の所得が當初決定額に比し二分の一以上の減損となれば更訂の請求を爲し得る（但し臺灣、朝鮮、樺太、關東州及南洋群島に移轉した場合を除く）。

所得決定後、課税所得が非課税所得となつた爲に二分の一以上減損となつた場合も亦更訂の請求を爲すことが出來る。

二、所得減損の原因が所得金額決定後、相續、贈與又は營業繼續の爲でないこと。

所得が二分の一以上減損した原因は病氣、退職、休業、廢業、不景氣等何んでもよいけれど唯相續又は營業繼續した爲めに減損した場合だけはいけない。併し相續後の所得を通算し又は營業繼續後の所得を通算しても尙當初決定に對して二分の一以上の減損となる場合は、減損の原因が相續又は營業繼續に存しないのであるから更訂の請求を爲すことが出來る。

法人が營業繼續した場合には繼續後の法人所得を個人の所得計算方法に依つて計算の上通算するのである。例へば父が昭和十三年分として俸給二、四〇〇圓、貸家所得二、六〇〇圓、計五、〇〇〇圓の決定を受けたが昭和十三年六月死亡したとすれば、此の場合相續人が父の所得の減損更訂を請求をするには次の樣な計算をせねばならぬ。

俸給	自十三年一月 至十三年六月	一、二〇〇圓
貸家	自十三年一月 至十三年六月	一、〇〇〇圓
	自十三年七月 至十三年十二月	九〇〇圓
計		三、一〇〇圓

俸給は死亡迄の分を計算すればよいが貸家や營業などは死亡後（相續後）の分も通算せねばならぬ。右の場合三、一〇〇圓は當初の五、〇〇〇圓に對し二分の一以上の減損とならないから更訂請求出來ぬ。二千五百圓以下に減損した場合には更訂請求出來る。

營業繼續の場合でも相續の場合と同樣で、繼續者の所得を通算しても二分の一以上減損した場合は更訂の請求をなす事が出來る。

三、期限內に請求せねばならぬ。

減損更訂の請求は翌年一月三十一日迄にしなければならない。例へば昭和十三年に決定を受けた所得の更訂請求ならば昭和十四年の一月三十一日迄に請求せねばならぬ。此の期限を過ぎると請求することが出來ない。但し期限を經過した事由が天災地變其の他不可抗力に在る場合は特に受理される。

一月三十一日迄とは、審査請求の場合と同樣、郵便に依る場合は一月三十一日の郵便局の消印があれば有效である。

請求手續　更訂請求書に其の年の實蹟に依る所得の計算書を添附して所轄稅務署長に提出する。所轄稅務署長は普通、決定を受けた稅務署長であるが、決定後納稅地を變更した樣な場合は現に納稅しつつある所轄稅務署長に提出する。此點、審査請求とは異る。

請求書の書式は次の通りである。

昭和十三年分第三種所得金額減損更訂請求書

住所　氏名　印

昭和十四年一月三十一日

税務署長殿

決定所得金額＿＿＿＿　更訂請求額＿＿＿＿　減損ノ事由

右事由ニ因リ所得減損致シ候ニ付御更訂相成度計算書相添ヘ此段請求候也

追而減損ノ結果所得三千圓以下ニ相成候ニ付左記扶養家族ニ對スル控除相成度此段申請候也

記

一、氏名、續柄、生年月日、事由

……

第五號、第六號の所得が二分の一以上減損し又營業純益も二分の一以上減損した場合は、所得の更訂と營業純益の更訂と双方の請求をする。此の場合は審査請求書の場合に於けると同樣、双方兼用の請求書にすると便利である。計算書は審査請求に添附すべき計算書に準じて作成する。

扶養家族の控除申請　所得金額申告の際、所得金額が三千圓を越えた爲め控除申請をしなかつた者が所得減損の爲め所得三千圓以下となつた場合は、減損更訂の請求と同時に扶養家族の控除申請を爲す事が出來る。

當初決定の際、所得三千圓以下の者で申告時期に控除申請をしなかつた者は減損更訂請求の場合でも控除申請をする事は出來ない。

當初決定が三千圓以下で既に控除されて居る者は更に控除の申請を爲す必要はない。

更訂處分　税務署長が更訂處分をする場合は先づ更訂すべき所得金額を査覈しなければならない。所得の減損が當初決定所得の二分の一以上となるや否やを判定し、總て更訂の條件に適つた場合更訂する。當初決定額と更訂額との關係を示せば次の通りである。

	昭和十三年分決定所得	更訂額	更訂額説明
	圓	圓	
預金所得（第一號所得）	一〇〇	一〇〇	昭和十二年中の所得其の儘
山林所得（第二號所得）	一〇〇	一〇〇	
賞與所得（第三號所得）	三〇〇	三〇〇	自昭和十二年三月一日至昭和十三年二月末日間の所得其の儘
配當所得（第四號所得）	一〇〇	一〇〇	
小計	六〇〇	六〇〇	
給料所得（第五號所得）	一、二〇〇	一、二六〇	昭和十三年中の實績に依り計算
貸家所得（第六號所得）	一、五〇〇	九〇	
小計	二、七〇〇	一、三五〇	二分の一以上の減損ありや否やは此の小計で見る

合計	三、三〇〇	一、九五〇	
勤勞所得の控除	三〇〇	三一二	一、五六〇圓の二割
家族扶養費の控除	一〇〇	一〇〇	當初控除額の儘
生命保險料の控除	一五〇	一五〇	二分の一以上の減損ありや否やは此の差引金額で見るのではない
差引	二、七五〇	一、三八八	

右の場合は二、七五〇圓の決定金額を一、三八八圓に更訂される。

所得金額決定の際に同居家族の所得を合算決定した場合は更訂の際に同居者でなくなつても矢張り同居家族として稅率を定めたり又勤勞所得の控除や家族扶養費の控除をするのである。

所得を査覈して二分の一以上の減損があつた場合は稅務署長は所得金額を更訂するが、査覈した結果二分の一以上の減損とならない場合又は更訂請求が申請の期限經過のものであつたり其の手續に違背せるものは却下する。

稅務署長が所得金額を更訂した場合は之を納稅義務者に通知しなければならぬ。

更訂したら稅額を改算して過納になる額を還附する。前例の場合は二、七五〇圓に對する稅額から一、三八八圓に對する稅額を差引いた殘額を還附する。更訂額が一、二〇〇圓（當分一、〇〇〇圓）に達しない場合には既納の稅額全額を還附することになる。

同居家族の一人に付て所得金額を更訂した場合には、更訂請求しない他の同居家族でも稅額は當然變更されるし、又勤勞所得の控除や家族扶養費の控除にも影響して改算しなければならぬ場合を生ずる。

2　支那事變の爲從軍した軍人、軍屬の所得稅の減免、徵收猶豫

從軍中の俸給及手當に課稅されないことは非課稅所得の項で既に說明した所であるが、之れまでの法令の範圍では、現役軍人が所得金額決定後出征した場合には其の翌年分からの俸給手當には課稅されないが出征した年分は減損更訂の條件に適合しない限り更訂する途がなかつたのである。召集に應じて從軍する場合も同樣である。然るに昭和十二年九月「支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律」が公布されて第三種所得稅、地租、營業收益稅に付て種々特例が設けられた。所得稅に關するもののみを說明すれば次の通りである。

一、現役軍人及軍屬が所得金額決定後支那事變の爲め出征した場合には、既に決定されて居る俸給及手當の所得額を其の年一月から從軍する迄の金額に更訂する。卽ち從軍中の俸給及手當を算入しない金額に更訂するのである。

二、所得金額決定後召集に應じて從軍した軍人に付ても

1、第五號の所得は同樣從軍中の俸給及手當を算入しない金額に更訂する。

2、所得金額三千圓（同居の戶主及家族の所得を合算した總額）以下の者が召集に因つて其の年の田畑の自作、營業及職業の所得額がそれ等の決定所得額に對し四分の一以上減損したと

きには決定所得額を實際の所得額に更訂する。之は應召從軍軍人自身のみでなく、應召從軍軍人の同居家族の所得に付ても同樣更訂される。

三、戰死した場合には、戰死の日以後に納期の終了する各納期分の稅額を免除される。但し所得金額三千圓（同居の戶主及家族の所得を合算した更訂前の金額）を超え而も賞與所得及俸給所得以外の所得が所得總額の二分の一を超える場合には免除されない。

事變の爲め受けた傷痍疾病が原因となつて死亡したときには戰死と看做される（負傷又は發病後一年を經過して死亡されたときには戰死と看做さない）。

四、（一）及（二）の更訂を受けようとする者は翌年一月三十一日迄に更訂申請書を所轄稅務署に提出せねばならぬ。

三月の申告當時は所得が三千圓を超したけれど此の更訂の結果三千圓以下になる場合は、此の更訂申請と同時に家族扶養費の控除申請が出來る。

稅務署長は更訂申請がない場合でも更訂することが出來る。減損更訂の場合とたいへん異る點である。

五、（三）の免除を受けるにも納期限前に免除の申請をせねばならぬ。

此の場合も免除の申請がなくとも稅務署長は免除することが出來る。

六、更訂の結果、一家の所得總額が免稅點以下になつた場合は免稅される。

七、所得稅法の減損更訂の規定の適用に關しては、此の法律で更訂を受ける所得額を除外したものを所得稅法第十四條の第五號及第六號の所得額と看做して適用するのである。

八、召集に應じて從軍した軍人及其の同居家族の昭和十三年分以降の田畑自作所得、營業所得、職業所得は豫算に依つて算定することが出來る。

九、稅務署長が必要ありと認めたときには出征現役軍人、軍屬、應召從軍軍人、應召從軍軍人の同居家族の納付すべき第三種所得稅を六ヶ月以內徵收猶豫することが出來る。

第十二章　所得調査委員會並所得審査委員會

A　所得調査委員會

一　概說

所得調査委員會の制度は明治二十三年三月所得税法の創設と同時に始まつたもので五十有餘年の經歴を有する。

當時は各郡區役所管轄内に七名以下の所得税調査委員を置き毎年調査委員會を開いて所得税に關する調査に當らしめ、委員會の決議に據り郡區長をして各納税者の所得税等級、金額を決定せしめたのである。

明治三十二年二月には從來府縣知事及郡區長に管掌せしめた所得の調査決定に關する事務を獨立の税務機關たる税務管理局（税務管理局は其の後税務監督局と改稱）及税務署に移し、各税務署所轄内に所得調査委員會を設置し第三種所得に關する調査に從事せしむることとしたのである。爾後屢々實施後の實情に鑑み改正を行つたが、大正十五年三月の税制整理に當つて個人の營業純益金額及乙種資本利子金額を、又昭和十年三月には個人利得金額をも併せて所得調査委員會に於て調査せしめることとなり現在に及んで居るのである。

斯くて、個人の所得、乙種資本利子、個人の營業純益、個人の利得金額は所得調査委員會の決議に基いて税務署長が決定するのであつて、所得調査委員會は、此等諸税決定上の諮問機關である。何度も改正されたけれど此の點は當初より終始一貫不變の所得調査委員會の本質である。

所得調査委員會は個人の所得税又は個人の營業收益税納税義務者中から選擧された所得調査委員を以て組織したもので、此の點からは個人の所得税、個人の營業收益税、乙種資本利子税、個人の臨時利得税納税義務者の代表機關であるとも云へる（大體乙種資本利子税の納税者は個人所得税の納税者に含まれて居り、臨時利得税の納税者は營業收益税の納税者に含まれて居る）。

所得調査委員會は毎年四、五月頃開會、税務署長から送付を受けた調査書（納税義務ありと認むる者の各人の所得、純益、利子、利得金額の調査書）を原案として種々會議を重ねた上決議書を作り、之を税務署長に通知する。之が所得調査委員會の役目である。

二　組織

所得調査委員會は各税務署所轄内に一つ置くのを原則とするけれども、都會と田舍とでは經濟事情其の他種々事情を異にするから、税務署所轄内に在る市に付ては特に大藏大臣の指定に依り獨立の調査委員會を置くことになつて居る。

此の指定は所得税法施行細則中にされて居るが、之に依つて見ると現在全國の税務署數三六〇中、一税務署に一委員會を置かれて居るものが二五〇署、一税務署に市部と郡部、或は何市所得調査委員會と何市以外所得調査委員會と云ふ樣に二つの委員會を置かれて居るものが一〇六署、一税務署に三委員會を置かれて居るものが三署、一税務署に四つの委員會を置かれて居るものが一署（九州の遠賀税務署）ある。斯くて三六〇の税務署に四七五の所得調査委員會が置かれて居るのである。

所得調査委員會は各調査委員會の區域毎に納税者中から選擧された所得調査委員を以て組織する。一委員會に於ける委員の定數は七人を原則とするけれども、特別の事由ありと認むるときは大藏大臣は之を增減することを得るのである。此の定數も所得税法施行細則に掲げられて居るが

次に示す如く七人以下の所もあり、十人を超す所もある。主として、納税者の多少、地域の廣狹、納税者の狀況等に依つて原則の七人を增減したものである。

調査委員の定數は常時之を變更することは許されず、改選期でないと增減變更することが出來ないことになつて居る

税務監督局	税務署	調査委員會ヲ置クヘキ區域	調査委員ノ定數	税務監督局	税務署	調査委員會ヲ置クヘキ區域	調査委員ノ定數
東京	神田橋		十三人		板橋		十二人
	日本橋		十一人		王子		九人
	京橋		九人		荒川		十人
	幸橋		十三人		向島		九人
	四谷		十三人		龜戸		九人
	水道橋		十三人		青梅		七人
	麹町		十二人		八王子	八王子市郡部	六人
	兩國橋		十一人		横濱		十三人
	品川		十二人		神奈川		十人
	滿田		十三人		川崎	川崎市郡部	六四人
	澁谷		十四人		横須賀	横須賀市郡部	八六人
	淀橋		十四人		藤澤		八人

大磯		八人
小田原		八人
浦和	浦和市	五人
	川口市	五人
	郡部	八人
川越	川越市	五人
	郡部	九人
秩父		六人
熊谷	熊谷市	五人
	郡部	七人
忍		八人
粕壁		八人
千葉	千葉市	六人
	郡部	九人
松戸		九人
佐原		七人
銚子	銚子市	五人
	郡部	六人
東金		七人
茂原		八人
木更津		七人
北條		七人
甲府	甲府市	七人
	郡部	八人
鰍澤		六人

韮崎		六人
大月		七人
宇都宮	宇都宮市	七人
	郡部	六人
鹿沼		七人
眞岡		七人
栃木		九人
大田原		八人
足利	足利市	六人
	郡部	七人
水戸	水戸市	六人
	郡部	七人
太田		七人
松原		六人
麻生		七人
龍ケ崎		八人
土浦		九人
下館		九人
境		六人
前橋	前橋市	七人
	郡部	八人
高崎	高崎市	七人
	郡部	十一人

中之條		五人
沼田		六人
桐生	桐生市	六人
	郡部	六人
館林		七人
大阪		
東		十二人
西		十一人
港		十二人
南		十四人
北		十三人
玉造		十三人
住吉		十四人
淀川		十一人
茨木		九人
堺	堺市	八人
	郡部	七人
岸和田	岸和田市	六人
	郡部	七人
富田林		七人
布施		八人
上京		十四人

下京		十二人
伏見	京都市伏見區	七人
	郡部	六人
園部		七人
福知山		七人
宮津		七人
峰山		六人
神戸		十四人
兵庫		十四人
西宮	西宮市	八人
	郡部	十人
伊丹	尼崎市	九人
	郡部	八人
明石	明石市	六人
	郡部	六人
社		七人
加古川		七人
姫路	姫路市	八人
	郡部	七人
龍野		七人
上郡		六人
豊岡		七人
和田山		六人

	柏原		八人
	洲本		七人
	奈良	奈良市	七人
		郡部	七人
	葛城		九人
	吉野		六人
	和歌山	和歌山市	八人
		和歌山市以外	六人
	粉河		七人
	湯淺		六人
	御坊		六人
	田邊		六人
	新宮		六人
	大津	大津市	七人
		郡部	六人
	水口		六人
	八幡		七人
	彦根		七人
	長濱		七人
	今津		五人
	福井	福井市	七人
		郡部	七人
	大野		六人
	武生		七人
	敦賀		六人
	小濱		六人
	金澤	金澤市	九人
		郡部	七人
	小松		七人
	七尾		七人
	輪島		六人
	富山	富山市	八人
		郡部	七人
	魚津		八人
	高岡	高岡市	六人
		郡部	七人
	出町		九人
	丸龜	丸龜市	六人
		郡部	九人
	長尾		六人
	土庄		六人
	高松	高松市	七人
		郡部	七人
	徳島	徳島市	七人
		郡部	七人
	富岡		七人

	撫養		六人
	脇町		五人
	池田		六人
	高知	高知市	七人
		郡部	七人
	中村		六人
	須崎		七人
	赤岡		六人
	安藝		六人
札幌	札幌	札幌市	九人
		郡部	六人
	函館	函館市	九人
		郡部	六人
	江差		五人
	壽都		四人
	小樽	小樽市	九人
		郡部	五人
	倶知安		六人
	岩見澤		七人
	瀧川		七人
	旭川	旭川市	七人
		郡部	七人
	名寄		六人
	留萌		六人
	稚内		六人
	室蘭	室蘭市	六人
		郡部	六人
	浦河		五人
	網走		六人
	紋別		五人
	釧路	釧路市	六人
		郡部	五人
	帶廣	帶廣市	五人
		郡部	六人
	根室		六人
仙臺	仙臺	仙臺市	九人
		郡部	七人
	古川		七人
	築館		七人
	石巻		七人
	志津川		五人
	大河原		六人
	盛岡	盛岡市	七人
		郡部	六人
	花巻		六人
	水澤		六人

桑名	郡津市以外	七人	
津	郡津市	七人	
濱松	郡濱松市	七人	
見付	郡見付市	八人	
藤枝	郡藤枝市	九人	
沼津	郡沼津市	八人	
下田	郡下田市	十人	
靜岡	郡靜岡市	六人	
豐橋	郡豐橋市	六人	
田口	郡田口市	八人	
岡崎	郡岡崎市	九人	
大濱	郡大濱市	八人	
半田	郡半田市	四人	
津島	郡津島市	六人	
一宮	郡一宮市	七人	
小牧	郡小牧市	七人	
名古屋南	郡名古屋市南區	六人	
名古屋中區	郡名古屋市中區	十四人	
大館	郡大館市	七人	
秋田	郡秋田市	七人	
相馬	郡相馬市	七人	
平河	郡平河市	七人	
白下	郡白下市	六人	
坂松	郡坂松市	六人	
若松	郡若松市	六人	
田島	郡田島市	四人	
須賀川	郡須賀川市	六人	
郡山	郡郡山市	六人	
二本松	郡二本松市	六人	
福島	郡福島市	八人	
二戸	郡二戸市	四人	
久慈	郡久慈市	五人	
下閉伊	郡下閉伊市	六人	
遠野	郡遠野市	五人	
盛	郡盛市	五人	
一關	郡一關市	六人	
四日市	郡四日市市	七人	
松阪	郡松阪市	七人	
宇治山田	郡宇治山田市	六人	
阪	郡阪市	七人	
上野	郡上野市	八人	
尾	郡尾市	六人	
木本	郡木本市	五人	
岐阜	郡岐阜市	八人	
大垣	郡大垣市	七人	
關	郡關市	七人	
多治見	郡多治見市	七人	
郡上	郡郡上市	六人	
中津川	郡中津川市	七人	
高山	郡高山市	六人	
長野	郡長野市	七人	
岩村田	郡岩村田市	九人	
上田	郡上田市	六人	
上諏訪	郡上諏訪市	七人	
伊那	郡伊那市	七人	
米澤	郡米澤市	六人	
長井	郡長井市	六人	
鶴岡	郡鶴岡市	七人	
酒田	郡酒田市	七人	
新庄	郡新庄市	六人	
楯岡	郡楯岡市	六人	
山形	郡山形市	七人	
八戸	郡八戸市	五人	
野邊地	郡野邊地市	六人	
五所川原	郡五所川原市	六人	
弘前	郡弘前市	六人	
鰺ヶ澤	郡鰺ヶ澤市	五人	
青森	郡青森市	六人	
横手	郡横手市	七人	
大曲	郡大曲市	七人	
本莊	郡本莊市	七人	
館代	郡館代市	六人	

飯田		七人
木曾		五人
松本	松本市部	七人
	郡部	九人
大町		六人
中野		八人
新潟	新潟市部	九人
	郡部	八人
新發田		八人
卷		七人
三條	三條市部	五人
	郡部	六人
長岡	長岡市部	七人
	郡部	七人
小千谷		七人
十日町		五人
柏崎		七人
高田	高田市部	六人
	郡部	七人
安塚		三人
糸魚川		六人
村上		六人
相川		七人

廣島

廣島	廣島市部	十一人
	郡部	六人
呉	呉市部	八人
	郡部	六人
可部		六人
吉田		六人
西條		六人
忠海		六人
尾道	尾道市部	六人
	尾道市以外	七人
福山	福山市部	六人
	郡部	七人
府中		七人
三次		六人
庄原		六人
山口	山口市部	六人
	郡部	六人
岩國		八人
德山		七人
三田尻		七人
厚狹	宇部市部	六人
	郡部	八人
下關	下關市部	九人
	郡部	七人
萩	萩市部	五人
	郡部	七人

岡山	岡山市部	十人
	郡部	六人
瀨戶		六人
西大寺		八人
味野		八人
倉敷	倉敷市部	六人
	郡部	七人
玉島		七人
笠岡		七人
高梁		六人
新見		五人
久世		六人
津山	津山市部	六人
	郡部	六人
林野		七人
鳥取	鳥取市部	六人
	郡部	七人
倉吉		七人
米子	米子市部	六人
	郡部	七人
松江	松江市部	七人
	郡部	七人
大東		七人
今市		七人

大森		六人
川本		五人
濱田		六人
益田		六人
西鄕		五人
松山	松山市部	七人
	郡部	八人
今治	今治市部	六人
	郡部	六人
新居		八人
大洲		七人
八幡濱		七人
卯之町		六人
宇和島	宇和島市部	六人
	郡部	七人

熊本

熊本	熊本市部	九人
	郡部	九人
高瀨		八人
山鹿		九人
宮地		七人
八代		七人
人吉		七人

天草郡	福岡市	十六	六人
福岡市	若松市	九	人
遠賀郡	八幡市	十	人
直方市	戸畑市	六	人
飯塚郡	直方市	七	人
久留米市	飯塚郡	七	人
久留米市	久留米市	九	人
大川郡	大川市	七	人
八女郡	八女市	八	人
大牟田市	大牟田市	七	人
小倉市	小倉市	六	人
門司市	門司市	七	人
行橋郡	行橋市	五	人
大分郡	大分市	七	人
大分市	大分市	七	人
國東郡	國東郡	六	人
日出郡	日出町	五	人
別府市	別府市	七	人
臼杵郡	臼杵郡	八	人
三重郡	三重郡	七	人
田川郡	田川郡	六	人
日田郡	日田郡	六	人
森村	森村	五	人
中津郡	中津市	六	人
中津市	中津市	五	人
四日市町	四日市町	七	人
長崎郡	長崎市	九	人
長崎市	長崎市	七	人
佐世保郡	佐世保市	八	人
佐世保市	佐世保市	六	人
島原	島原	七	人
平戸	平戸	七	人
福江	福江	六	人
武生水	武生水	五	人
嚴原	嚴原	五	人
佐賀郡	佐賀市	九	人
佐賀市	佐賀市	六	人
唐津	唐津	六	人
武雄	武雄	九	人
鹿兒島郡	鹿兒島市	七	人
鹿兒島市	鹿兒島市	七	人
知覽	知覽	七	人
川内	川内	八	人
加治木	加治木	七	人

岩川	岩川	六	人
鹿屋	鹿屋	七	人
種子島	種子島	三	人
大島	大島	六	人
宮崎	宮崎市	六	人
飫肥	飫肥	六	人
都城	都城市	七五	人
高鍋	高鍋	六	人
延岡	延岡市	五	人
延岡	延岡市	五	人
高千穗	高千穗	五	人
那覇	那覇市以外	六	人
那覇	那覇市以外	五	人
國頭	國頭	四	人
宮古	宮古	三	人
八重山	八重山	三	人

三　選舉

改選及補闕選舉　所得調査委員は各選舉區に於ける第三種所得税及個人營業收益税の納税者中一定の資格を有する者が之を選舉するのであつて、調査委員を選舉するときには一般選舉なると補闕選舉なるとを問はず、必ず之と同數の補闕員を選舉し以て調査委員に缺員を生じたる時に補闕選舉を爲すの煩を避けた。調査委員を補充すべき補闕員がないときに始めて補闕選舉を行ふのである。

一般改選（總選舉）　調査委員及補闕員の改選は前任者の任期終了の月の翌月行ふのである。而

して今のところ一般改選は特殊の事情なき限り改選すべき年の十月に行はるるのを常とする。

特別改選　選擧區域の變更に因り其の區域内に於ける其の年第三種所得金額の決定を受けた者及個人營業純益金額の決定を受けた者の合計數に五分の一以上の增減を來した場合は、調査委員及補闕員の任期は選擧區域の變更ありたる月を以て終了する。五分の一の增減ありや否やは區域變更の時の現在納稅人員に依り計算するのである。又其の年分所得金額及純益金額決定前に區域の變更があつた場合に於ては、前年分第三種所得稅又は個人營業收益稅を納めた者の合計數に對して五分の一以上の增減を來したか否かを見る。唯選擧區域の變更の月が一月又は二月であるときには三月、四月乃至八月であるときには九月、十二月なるときは翌年三月に任期が終了するものと定められて居る。而して選擧は其の任期終了の翌月に行ふことになつて居るから、特別改選は四月及び十月の二回であり、而かも内一回は通常總選擧と共に行はれることになつて居るのである。

補闕選擧　調査委員が死亡、辭任、失格等に因り調査委員の定數に闕員を生じた時には投票の最多數を得て居る補闕員から順次之を補充し、投票の數が同じときには年長者を取り、年齡も同じときには抽籤に依り其の闕員を補充するのであるが、之を補充すべき補闕員がないときには調査委員の補闕選擧を行ふのである。此の補闕選擧の場合に於ても調査委員のみならず補闕員をも選擧する。

選擧區　調査委員及補闕員の選擧區域は所得調査委員會を置くべき區域と同一である。調査委員會の數だけ選擧區の數があることになる。選擧は選擧區毎に各別に選擧を行ふのである。

投票區、開票區　市町村の區域（町村事務の全部又は役場事務を共同處理する町村組合は之を一町村と看做す）を以て投票及び開票區とする。即ち投票及開票は市町村毎に行ふのである。併し東京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸の六市は其の市内の區の區域を以て投票及開票區とする。

選擧、被選擧資格　所得調査委員及補闕員の選擧、被選擧資格は同一であつて、選擧權者は同時に被選擧權者である。而して左の要件を具備した者が資格者である。

一、選擧區域内に住居すること

選擧人名簿確定の日に於て選擧區域内に住居し、且選擧當日に於ても住居することを最重要條件とする。被選擧人は選擧會の時にも住居して居らねば當選者たり得ない。實際の住所と所得稅又は營業收益稅の納稅地が異なる樣な場合は納稅地の選擧區に於て選擧權、被選擧權があるのである。

選擧人名簿調製後選擧當日までに住所を變更した場合には次の樣になる。

イ、同一投票區内での變更であるときには其の投票區に於て選擧出來る。

ロ、同一選擧區域内での變更で投票區を異にする場合は選擧人名簿に登錄せられた投票區で選擧出來る。

ハ、選擧區域外に變更した場合は選擧資格はなくなる。

二、第三種の所得金額又は個人の營業純益金額の申告を選擧の年、法定の期限内に爲したること

申告は何れも適法にされたることを要する。卽ち先づ以て其の年三月十五日迄に申告したものでないと資格がない。又理論上は、申告金額は所得稅又は營業收益稅に付納稅義務者たることを表示する程度の申告を爲したる者でないと資格が得られない譯である。卽ち法定期限内の申告でも所得金額千圓に達せざる申告、又は純益金額四百圓に達せざる申告及び所得總額千圓以上又は營業純益四百圓以上の申告でも免稅所得、免稅純益若は種々の控除金を控除した爲め千圓又は四百圓に達せざるに至る申告では、嚴格には選擧資格は得られないのであるけれど、法定期限内の申告であれば特に適法の申告として扱はれて居る。

法定期限内の申告とは、其の年三月十五日迄に稅務署に到達した申告書を指すのであるが、郵便を以て申告書を提出した場合には其の郵便の日附印が期限内になつて居れば期限内の申告である。又期限内に申告して居れば其の後納稅地を變更しても資格がある。

營業純益四百圓以上の申告をして居れば地租控除の結果納むべき營業收益稅額なきに至る場合でも資格がある。此の場合は一應純益の決定をするものであるからである。

被相續人のした申告は相續人のしたものと看做されて相續人に資格がある。其の相續と云ふのは家督相續なると遺產相續なるとを問はない。

三、所得金額又は營業純益金額の決定を受けた者であること

前記の通り申告した上に尙且つ本年所得金額又は營業純益金額の決定を受け且引續き現に納稅義務者たるものなることを要する。相續の場合には被相續人の受けた決定は相續人の受けたものと看做して相續人に資格がある。

所得金額又は營業純益金額決定前に選擧を行ふ場合には本年分の決定の代りに、前年第三種所得稅又は個人の營業收益稅を納めた者でなければならぬ。

四、左の各號に該當せざること

イ、無能力者

民法上の無能力者を指すので禁治產者、準禁治產者、未成年者及妻を指す。

ロ、破產若は家資分散の宣告を受け復權せざる者、又は身代限の處分を受け債務の辨濟を了へざる者

商人が支拂停止を爲したるときは裁判所は本人又は債權者の申立に依り決定を以て其の破產を宣告する。又民事訴訟法の强制執行處分に因り債務を辨濟する資力なき者に對し、裁判所は職權又は申立に依つて決定を以て家資分散者たる宣告をする。又債務者が支拂を爲すことが出來ない場合は裁判所は申立に因り決定を以て破產を宣告する。而して其の破產又は家資分散の宣告を受けた者が舊破產法第千五十六條又は家資分散法第四條及破產法第三百六十

七條で復權の決定が確定する迄の者及身代限の處分を受け債務の辨濟を了へざる者を指すのである。

ハ、國稅滯納處分を受けたる後一年を經ざる者

財產差押の處分を受けた以上は其の賣却を決行せられざる者でも國稅滯納處分を受けた者の中に入る。一年を經ざる者と云ふ中には處分結了のときから一年を經ざる者も入る。

ニ、六年以上の懲役若は禁錮の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者

ホ、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者

ヘ、所得稅法第七十四條乃至第七十六條又は營業收益稅法第二十八條乃至第三十條の規定に依り處罰せられたる後五年を經ざる者

卽ち左の犯罪者で處罰の判決確定の後五年を經過せざる者を指すのである。

1、詐僞其の他不正の行爲に因り所得稅を逋脫したる者（所得稅法第七四條）

2、正當の事由なくして稅法第五十六條の規定に依り政府に提出すべき支拂調書又は計算書を提出せず、若は不正の記載をした支拂調書又は計算書を提出した者（同第七五條）

3、所得の調査又は審査の事務に從事し（現職者の意味）又は從事したる者（退職者の意味）其の調査又は審査に關し知り得たる祕密を正當の事由なくして漏洩した者（同第七六條）

4、所得調査委員が稅法第五十四條の二に規定されて居る稅務代理業禁止の規定を犯したる者（稅法第七四條ノ二）

5、營業收益稅法第二十五條の規定に依る帳簿物件の檢査を妨げ又は虛僞の記載をした帳簿を提示した者（營業收益稅法第二八條）

6、營業收益稅を逋脫した者（同第二九條）

7、營業收益稅の調査又は審査の事務に從事し又は從事した者が其の調査又は審査に關し知り得た祕密を正當の事由なくして漏洩したる者（同第三〇條）

五、選擧人名簿に登錄せられたる者なること

前記（一）から（四）迄は實質的要件であるが、更に形式的要件として選擧人名簿に登錄せられたる者なることを要する。之が最後の關門である。若し名簿に誤記脫落等の誤謬があることを發見したときには關係者は縱覽期間內に稅務署長に異議の申立をせねばならぬ。又稅務署長は誤謬を發見したときには關係者の異議申立を俟たず、選擧期日の前日以前に於ては職權を以て修正し得る。選擧人名簿調製の日の現在に於て、實質的要件を缺くものは假令選擧期日迄に實質的要件を具ふるに至ることが明瞭な場合でも選擧資格はないので、此の場合は名簿の修正を求むることを得ない。又名簿調製の日現在に住居を有しなかつた者は、選擧當日迄に他の選擧區から移轉して住居を有するに至つても資格はない。

選擧人名簿は選擧期日の前日を以て確定するのであるが、此の確定名簿に登錄せられて居る者でも選擧期日迄に、他の選擧區に住居を移轉し、又は前項無資格條項の各號の一に該當するに至つた者は資格を有しないのである。名簿調製後其の選擧區域内に於て住居を移轉した者の投票區は名簿に登載された市區町村の區域に依るのであるから、此の場合は名簿の修正を要しない。

選擧人名簿 選擧を行ふ場合には、先づ税務署長は選擧人名簿を調製せねばならぬ。選擧期日前三十日を期とし、其の日現在に依つて正副二通を調製して副本を市區町村長又は戸長に送付するのである。

市區町村長又は戸長は其の副本を、選擧期日前二十日を期とし、其の日から五日間市區役所、町村役場又は戸長役場に於て關係者の縱覽に供せねばならぬ。

關係者選擧人名簿の副本に異議があるときには縱覽期間内に税務署長に異議の申立が出來る。此の場合税務署長は異議の申立を受附けた日から五日以内に申立の當否を決定せねばならぬ。而して修正を要するものと決定したときには先づ正本を修正し、名簿確定期日前に市區町村長又は戸長をして副本を修正せしむるのである。

斯くて選擧人名簿は選擧期日の前日を以て確定する。

人名簿に關する特例 選擧人名簿に關する取扱は以上の如くであるが島嶼其の他交通不便の地には於ては別段の取扱をすることが出來る。現在別段の取扱をされて居る區域及事項は左の通りである。

一、左記區域に於ては、選擧人名簿は選擧期日前六十日以内に於て税務署長の適當と認める日を期として調製する。尚村長又は戸長は選擧期日前適當と認むる日を期として縱覽を開始すればよい。又選擧人名簿の副本に對する異議の申立は村長又は戸長にすればよい。而して村長又は戸長限りで異議の申立の當否を審査して五日以内に當否を決定し、申立が正當である場合には直に副本を修正する。税務署長には修正の事由を具して報告すればよいことになつて居る。正本は右報告を受けてから修正される。

管轄税務監督局名	管轄税務署名	區域
東京	幸橋	小笠原島 伊豆七島
札幌	江差	奥尻郡 奥尻村
	留萌	苫前郡 焼尻村、天寶村
	稚内	利尻郡 鬼脇村、仙法志村、鴛泊村、香深村 禮文郡 船泊村、香深村
	根室	花咲郡 歯舞村

熊本	那覇	國後郡　泊村、留夜別村
		色丹郡　色丹村
		紗那郡　紗那村
		捉擇郡　留別村
		蘂取郡　蘂取村
		島尻郡　渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、粟國村、渡名喜村、大東島
	八重山	八重山郡　與那國村
	大島	大島郡　喜界村、早町村、龜津村、伊仙村、天城村、東天城村、知名村、和泊村、與論村、十島村
宮古	宮古	宮古郡　多良間村

二、左記區域に於ては、稅務署長は選擧期日前四十日を期として人名簿を調製し、町村長又は戸長は選擧期日前二十五日を期として縱覽を開始することになつて居る。

管轄稅務監督局名	管轄稅務署名	區域
大阪	中村	幡多郡　沖ノ島村
仙臺	石卷	牡鹿郡　荻濱村、鮎川村、女川町
	酒田	飽海郡　飛島村
	名古屋	志摩郡　神島村
	宇治山田	岩船郡　粟島浦村
	村上	大島郡　平郡村
廣島	岩國	北宇和郡　戸島村、日振島村
	宇和島	

選擧事務擔任者　投票及開票に關する事務は市區町村長又は戸長が擔任し府縣知事が監督する。選擧會に關する事務は稅務署長が擔任する。

選擧期日　調査委員及補闕員の選擧期日は稅務署長が定める。そして之を市區町村長又は戸長に通知する。市區町村長又は戸長は選擧期日前二十日を期として人名簿の縱覽を開始せねばならぬのであるから、それ以前に選擧期日の通知をする樣にせねばならぬであらう。

投票　調査委員及補闕員の選擧は無記名單記投票で、第三種所得稅又は個人營業收益稅の納稅者中の資格者が直接之を選擧する。

選擧は無記名投票であるから投票者の姓名は書いてはならぬ。

投票は調査委員及補闕員の各選擧に一人一票に限る。第三種所得稅及營業收益稅の孰れを納稅する場合でも二票は入れられない。

調査委員と補闕員とは同時に選擧を執行するけれども、同一選擧でないから各別の投票用紙に各別に一人の被選擧人の氏名を記載するのである。

選擧人は選擧の當日、投票時間内に自ら投票所に行つて投票せねばならぬ。代理、代筆又は郵便に依る投票は無效である。

投票用紙は選擧の當日、投票所に於て選擧擔任者から選擧人に交付する。

調査委員の投票用紙は黑刷、補闕員の投票用紙は赤刷として、色分けしてある。

（黑　刷）

所得調査委員選擧投票

何市町村役場之印

被選擧人

（赤　刷）

所得調査委員補闕員選擧投票

何市町村役場之印

被選擧人

開　票　市區町村長又は戸長は投票區内に於て選擧資格を有する者の中から二人の立會人を選任して投票にも開票にも立會はしめる。市區町村長又は戸長は、投票を終れば開票して有效、無效を調査、決定する。而して直に左の事項を稅務署長に報告する。

一、投票及開票の日時及場所

二、投票及開票の立會人の住所及氏名

三、投票人及投票の總數竝有效投票及無效投票の數

四、投票を無効と決定したる事由

五、被選擧人の氏名及其の得票數

尙市區町村長又は戸長は投票を有效投票と無效投票とに區別して調査委員の任期間中保存せねばならぬ。

選擧會　稅務署長は前記の報告を基として選擧會を開いて之を調査する。選擧會は豫め公示した場所及日時に開き、選擧區内に於て選擧資格を有する者の中から選任した二人の立會人を立會はせる。

當選人の決定　選擧會は調査委員及補闕員の當選人を決定する。決定の方法は、投票の多數を得た者を以て當選人とする。同數の場合は年長者を取り、年齢も亦同年であるときには稅務署長が抽籤して決定する。

補闕員は調査委員に闕員を生じた時に補充する爲めに設けるのであるから、調査委員に當選した者が同時に補闕員に當選しても補闕員たることを得ない規定になつて居る。

當選人を決定したら稅務署長は當選した調査委員及補闕員の氏名を公示する。尙之を當選人及市區町村長又は戶長に通知する。

市區町村長又は戶長も通知を受けるとすぐ當選人の氏名を公示するのである。

四　辭任、失格、任期其の他

辭任の制限　調査委員又は補闕員に當選した者は本人の承諾を必要とせず當然調査委員又は補闕員に就職することになるので當選を辭することは出來ない。當選を辭することは出來ないけれど、正當の事故があれば其の職を辭することが出來る。正當の事故ありや否やは稅務署長が決定する。

稅務署長が正當の事故ありと認めて當選者の辭任の申出を許した場合には、前記の如く當選の辭任でなく職務の辭任であるから、調査委員が辭任した場合は補闕員を以て補充し、又補闕員が辭任した場合は補闕員に闕員を生ずる結果となるのである。

失格　調査委員及補闕員は左記の場合には其の職を失ふことになる。

一、左記各號の一に該當するに至つたとき

イ、無能力者

ロ、破產若は家資分散の宣告を受け復權せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨濟を了へざる者

ハ、國稅滯納處分を受けたる後一年を經ざる者

ニ、六年以上の懲役若は禁錮の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者

ホ、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行を受ることなきに至る迄の者

ヘ、第七十四條乃至第七十六條又は營業收益稅法第二十八條乃至第三十條の規定に依り處罰せられたる後五年を經ざる者

之は既に說明した通り選擧資格の缺格條項であるが、現に就職して居る調査委員又は補闕員でも之に該當するに至れば失格となるのである。

二、第三種所得稅、營業收益稅の何れに付ても納稅義務を有せざるに至つたとき

三、其の選擧區域內に住居せざるに至つたとき

調査委員は選擧區域內の納稅義務者を代表する意味が含まれて居るのであるから、選擧區域

外に住居を移轉した場合には失格する。

市町村の境界變更、市町村の合併等の爲めに選擧區域の變更を生じ、選擧區域內に住居せざるの結果に立至つた場合でも失格する。

任期　調査委員及補闕員の任期は選擧の月から滿四年で終了する。選擧區域の變更があつた場合は特別改選の項で述べた通り原則として變更のあつた月に任期が終了する。而して此の特別改選に依つて選擧された調査委員及補闕員の任期は選擧區域變更前に於ける調査委員及補闕員の選擧期日の屬する月より四年を以て終了する。補闕選擧に依つて選擧された調査委員及補闕員は前任者の殘任期間中在任する。卽ち表現の方法は違ふけれど、特別改選に依つて選擧された場合も補闕選擧に依つて選擧された場合も任期は等しく前任者の殘任期間中である。次の改選を總選擧に一致せしむる爲めに外ならぬ。

其の他　調査委員には一會期毎に手當及旅費を支給される。

五　會議

開會　所得調査委員會は稅務署長の通知に依つて毎年四、五月頃開くのである。

後記の如く開會日數が定つて居り且つ五月三十一日迄に會議を終了しなければならぬから、之を考慮して充分ゆとりを設けて開會の日が定められて居る。

會期　所得調査委員會の會議には前以て開會日數が定められて居る。それは各所得調査委員會の區域內に於ける前年第三種の所得稅を納めた者と所得稅を納めずして個人の營業收益稅のみを納めた者との合計數に依り左の如く定めるのである。

五千人以上なるとき	三十日以內
三千人以上なるとき	二十五日以內
千人以上なるとき	二十日以內
五百人以上なるとき	十五日以內
五百人未滿なるとき	十日以內

前記納稅者數は第三種所得稅及個人營業收益稅共、前年分最終納期末日の現在の數に依るのである。而して單に第三種所得稅の納稅者と個人營業收益稅の納稅者との合計數に依ることなく、卽ち同一人で第三種所得稅と個人營業收益稅とを納めて居る者を二人と計算せず一人として計算したのは、營業純益の計算は營業所得の計算と同一である爲め調査の手數が省けるからである。

開會日數は調査委員の過半數が出席して會長を選擧した日から起算するのであつて、開會日數中には公休日及休會を爲したる日をも包含して居るのである。

會長　所得調査委員會は毎年開會の始に調査委員中より會長を選擧する。會長の選擧に依つて委員會は成立し開會となるのである。會長の選擧は過半數の委員出席した上爲すべきもので、議決權なき程度の出席員では選擧することが出來ないと解すべきであらう。

會長は會議中議事の進行整理に當るのであるが、會長事故あるときは出席したる調査委員中の年長者が代理する。

決議　稅務署長は毎年第三種の所得に付て納稅義務ありと認むる者の所得金額を調査して調査書を作り、之を所得調査委員會に送付する。所得調査委員會では之を原案として種々審議し各納稅義務者の所得金額を決議するのである。而して所得調査委員會は定員の過半數に當る委員出席するに非ざれば決議することを得ない。さうして議事は出席員の多數を以て之を決し可否同數なるときは會長の決する所に依るのである。右出席員の中には會長をも加へて計算せねばならぬと考へる。會長をも加へて可否同數なるときは會長の決する所に依るのである。例へば會長以外の委員が九人の中、可とする委員五人、否とする委員四人であるのに會長たる委員の意見が否である場合は可否同數と見るべきであらう。決議の公正を期する爲めに調査委員は自己及自己と同一戸籍内にある者の所得に關する議事に與ることを得ない。

稅務官吏の參與　稅務署長又は其の代理官は所得調査委員會に出席して意見を陳述することを得る。調査の任に當つた官吏をして意見を述べ或は調査の内容等を說明せしむるは決議の公正を期し一面議事の進行を圖らんとする趣旨からである。

再調査　調査委員會の決議は會長が稅務署長に通知する。稅務署長は其の決議が相當であるか如何かを調査し、相當であると認めた場合は決議額通りに所得金額を決定することになる。若し不當と認めたときには七日以内の期間を定めて之を再調査に付するのである。再調査の結果をも尙不當と認めたとき又は再調査期間内に調査結了せざるときは、稅務署長の認むる所に依り其の所得金額を決定することになるのである。

六　調査委員の禁止事項

所得調査委員が、自分等が關與して決定された課稅標準額に對し、審査の請求、訴願、行政訴訟等の救濟手續を納稅者を代理して行ふことは一つの矛盾行爲である。加之、之が爲め種々の弊害を生ずるから、之を業とし又は報酬を得て行ふことを昭和十三年禁止した。

所得稅法第五十四條ノ二

調査委員ハ自己ノ所屬スル所得調査委員會ノ調査ニ依リ決定セラレタル課稅標準額ニ對スル審査ノ請求、訴願又ハ行政訴訟ニ付納稅義務者ノ代理ヲ爲シ若ハ其ノ相談ニ應スルヲ以テ業ト

爲シ又ハ報酬ヲ得テ此等ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

禁止されたのは自己の所屬する調査委員會の調査に依つたものに限られ他の調査委員會の調査に依つたものに付ては別に禁止されてゐない。又審査請求、訴願、訴訟等が禁止されたので、申告や申請の斡旋等に付ては別に禁止されてゐない。

B 所得審査委員會

一 概說

所得審査委員會は明治三十二年始めて設置せられるに至つたものである。由來所得金額の決定は納稅義務者に至大の關係があるから、政府の決定を不當とする場合には之に對し相當救濟の途を開いてある。即ち既に說明した通り納稅義務者は稅務署長の通知した所得、純益、利子、利得の決定金額に對し異議あるときは、通知を受けた日から二十日以內に稅務署長を經由して稅務監督局長に審査の請求を爲すことが出來るのである。

稅務署長に於て審査請求書を受理したるときは意見書及參考書類を添附して稅務監督局長に之を送付する。稅務監督局長は之を收受したときには所得審査委員會の決議を經て其の所得金額を決定するのである。審査委員會に於て審議するのは、個人の所得金額の外に乙種資本利子金額、個人の營業純益金額、個人の臨時利得金額に付て審議する點は調査委員會と同樣であるが、調査委員會に於ては此等個人に關するものばかりを審議するに反し、審査委員會に於ては法人から提出された法人の所得金額、法人の營業純益金額、法人の臨時利得金額に對する審査請求をも併せて審議するものである點に留意を要する。

二 組織

所得審査委員會は各稅務監督局所轄每に之を置く、即ち一稅務監督局に一委員會があるのである。而して所得審査委員會は官の任命した審査委員と民選の審査委員とに依つて組織されて居るのである。前者は收稅官吏中から三人（普通は稅務監督局長、稅務監督局總務部長、稅務監督局直稅部長の三人）、大藏大臣が任命する。民選の審査委員は稅務監督局所轄內に於ける各府縣から一人宛、北海道に於ては四人、所得調査委員が互選するのである。

三　選　擧

特　質　選擧事務は稅務監督局長が執行する。又選擧は大體に於て所得調査委員及同補闕員に關するものと同樣であるが、郵便投票を認めたのと記名投票である點に特質がある。

選擧期日　稅務監督局長は選擧期日、投票時間、投票場所を定めて之を所得調査委員に通知し、同時に投票用紙及其の調査委員の屬する府縣又は北海道の調査委員の氏名表を送付するのである。此の樣な定めになつて居るのは郵便投票に便する趣旨からであらうと信ずる。

投　票　審査委員を選擧するときは同時に之と同數の補闕員を選擧する。

審査委員及補闕員の選擧は記名投票を以て行ふので投票者の姓名をも記入せねばならぬ。投票は審査委員及補闕員の各選擧に付一人一票である。選擧人は選擧の當日投票時間內に自ら（代理は認められない）投票所に至り被選擧人各一人の氏名を、審査委員と補闕員とは各別の投票用紙に記載して投票するのである。

郵便投票　相當の事由があつて投票所に行くことが出來ない場合には郵便に依つて投票することが出來る。郵便投票の場合には、選擧期日前又は選擧當日投票開始前到着のものは投票時間

の開始と同時に投票たるの效力を生ずるのである。

投票開始前に於ては未だ投票たるの效力を生じて居らないから前投票を取消して更に投票を爲し得る。投票時間後到着した郵便投票は無效である。

投票用紙　投票用紙の樣式は所得調査委員及補闕員の投票用紙と同樣、審査委員の投票用紙は黑刷、補闕員の投票用紙は赤刷である。

當選人の決定　投票及開票には調査委員中から二人の立會人を選任して立會はしめる。

投票の多數を得た者を當選人とし、同數のときには年長者を取り、年齡も亦同じときには抽籤を以て當選人を定める。

審査委員に當選した者は同時に補闕員に當選するも補闕員となることを得ない。調査委員の補闕員の場合と同一理由からである。

稅務監督局長は當選人を決定したときには當選人に當選の通知を爲し且つ其の氏名を公示する。

改　選　稅務監督局所轄內に於ける全部の調査委員の改選があつた場合に審査委員及同補闕員の改選を行ふ。

補闕選擧　民選の審査委員に闕員を生じたときには闕員となつた府縣の補闕員を以て補充する。北海道に於ては補闕員が四人あるから先づ年長者を取り、年齡が同年の場合は抽籤を以て補充する。

補充すべき補闕員がないときには補闕選擧を行ふのである。補闕選擧に於ても審査委員と補闕員とを選擧する。

四　辭任、失格其の他

辭任　調査委員と同樣、正當の事由なくしては辭任することを得ない。

失格　調査委員たるの資格を失ふと審査委員及補闕員たるの職をも同時に失ふことになる。

其の他　審査委員には日當及旅費を支給される。

五　會議

開會　所得審査委員會は稅務監督局長の通知に依つて開くのである。會期に付ては別段に定めがない。又必要に依つては年二回以上開會することも妨げないであらう。

議事　審査委員會は開會の都度、開會の始に於て審査委員中より會長を選擧せねばならぬ。

官命の委員中からでも、民選の委員中からでも何れから選擧しても差支ない。

會長は議事の進行、整理をするのであるが會長が事故あるときは出席委員中の年長者が會長の職務を代理する。

定員の過半數に當る委員が出席するにあらざれば決議することを得ない。而して議事は出席員の多數を以て之を決するのである。可否同數なるときは調査委員會に於ける場合と同樣、會長の決する所に依る。

審査委員は自己及自己と同一戶籍內に在る者の所得に關する議事に與ることを得ない。

稅務監督局長又は其の代理官は所得審査委員會に出席して意見を陳述することが出來る。

又審査委員會は審査の請求をした者に對して、其の所得に關する事實問題に付いて質問することが出來る。

審査委員會の決議は會長から稅務監督局長に通知する。

再調査　稅務監督局長は其の通知された決議額を調査して決議額を相當と認めたならば決議額通りに審査決定する。若し決議額を不當と認めた場合には再調査に付する。此の場合は會議の期間を七日以內と限定されて居る。審査委員會の再調査の決議をも尙不當と認むるか、七日の期間內に再調査を結了しないときには稅務監督局長の認むる所に依つて決定するのである。卽ち審査委員會も亦調査委員會同樣、決定機關でなく諮問機關であるのである。

第十三章　罰　則（附。同族會社の行爲計算を否認さるる場合）

A　罰　則

一　罰則變遷の跡を觀る

一方に救濟規定があり輕減の方法があつて稅が各人の力以上の負擔にならぬ樣防止せると同時に、一方には、滯納者に對しては强制處分があり犯則者に對しては處罰がある。蓋し稅法を犯すことは租稅原則を蹂躙するものであり、公平と云ふ稅の理想を破壞する。財政上、道德上許すべからざるものであるからである。

所得稅法の罰則は財政罰であつて刑法の特別法である。所得稅法規定以外の罪に付ては刑法の適用を受けること勿論である。

今、所得稅法が規定する罰則に就て其の歷史を辿つて見る。

明治二十年、所得稅創設當時には次の樣に規定せられて居る。

所得稅法第二十四條　所得金高ヲ隱蔽シテ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫金高三倍ノ罰金ニ處ス但自首スル者ハ其稅金ヲ追徵シ其罪ヲ問ハス

第二十二條　調査委員其他所得稅ノ調査ニ關スル者ハ納稅者ノ資產及所得ニ係ル事件ヲ他ニ漏洩スヘカラス

第二十五條　第三十二條ヲ犯シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條　此稅法ニ依リ稅金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其所得ノ豫算金高及種類ヲ記シ每年四月三十日マテニ居住地ノ戶長ヲ經テ郡區長ニ屆出スヘシ

第二十六條　第六條ノ屆出ヲ爲ササル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

と規定して脫稅、祕密漏洩、申告義務違背に對する罰則を定め最後に刑法との關係を規定した。

第二十七條　此稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

元來所得稅法の罰則は國家の徵稅權を確保する財政上の罰則であるから、刑法總則の規定を適用することが不適當の場合があるので例外規定を設けたのである。

爾來十餘年を經て明治三十二年には所得稅の決定權が府縣知事、郡區長から稅務監督局（當時稅務監理局と稱した）、稅務署へ移轉し法人に對しても課稅する樣になつたから、法人にも個人

同様罰則が適用される事になつた。

明治三十二年改正の罰則左の通り。

第四十六條　所得金額ヲ隱蔽シテ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫金高三倍ノ罰金ニ處ス但自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス（舊法第二十四條に該當する）

第四十七條　所得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス（○印ノ文字ハ大正二年追加）

前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第四十七條は舊法第二十五條と同一趣旨であるが職權剝奪の條項を附加した。申告義務違反の罰則及刑法との關係に關する條項は削除された。越えて大正二年には第四十七條中の「罰金」を「罰金又ハ科料」と改正し尙左の一條が追加された。

第四十七條ノ二　此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス

卽ち刑法總則の一部に對する除外例で情狀減輕、心神耗弱者の行爲減輕、聾啞者の行爲の不罰又は減輕、十四歲未滿の者の行爲不罰、二個以上の罰金減輕、從犯の減輕、情狀による酌量減輕の例を用ひないのである。

大正九年には根本的の改正があつた。先づ脫稅稅犯に付ては左の如く改正された。

第七十四條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ第二十六條第一・二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス（大正十二年第一項を第二項と改正されたのみで現在に至つて居る）

元來所得の決定は調査委員會の決議を要するものとしてあるが脫稅犯の如きは其の性質上發覺の都度直ちに決定稅金の徵收を爲すべき筋合のものであるから、前揭の如く第二項を追加し所得調査委員會の決議を要せず政府に於て決定することにしたのである。

又第三者の義務違背に對して罰則を設けた。

第五十六條　第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ（昭和十三年、●印削除）

信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スヘシ（大正十一年追加）

第一項又ハ前項ノ支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得（大正十一年、○印追加）（●印を削除し○印を追加すれば現行法となる）

第七十五條　正當ノ事由ナクシテ第五十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支

拂調書又ハ計算書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書又ハ計算書ニ付第五十六條第二三項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス（大正十一年、○印を追加して現行法となる）

と規定して納稅義務の重大性と併行して支拂調書、計算書の提出義務の重大性をも說明して居り、祕密漏洩罪に比し重く處罰される點に留意を要する。

次に祕密漏洩罪が擴大せられた。

第七十六條　所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス（其の後改正なく現行法も右の通り）

と改正せられた。尤も當初原案としては「六ケ月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」と體刑を主張されたが、苛酷に過ぎるとして修正せられたのである。

次に刑法總則との關係條文は左の通り改正された。

第七十七條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス但シ第七十四條ノ二及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス（昭和十三年、○印追加）

祕密漏洩の罪は公益侵害の行爲であるから特例を用ゐず刑法總則の適用を受けしめることにした點が舊條文と異るだけである。

斯くて昭和十三年には更に所得調査委員の兼業禁止に關する罰則が追加され、同時に刑法總則との關係條文、前掲第七十七條の但書をも改正した。

第五十四條ノ二　調査委員ハ自己ノ所屬スル所得調査委員會ノ調査ニ依リ決定セラレタル課稅標準額ニ對スル審査ノ請求、訴願又ハ行政訴訟ニ付納稅義務者ノ代理ヲ爲シ若ハ其ノ相談ニ應スルヲ以テ業ト爲シ又ハ報酬ヲ得テ此等ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第七十四條ノ二　第五十四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

近時、所得調査委員にして代辯業を兼ねる者續出し、其の矛盾と弊害を等閑に付することが出來ない樣になつたからであらう。

要之、所得稅創設以來六十餘年、賦課に關する規定が負擔の均衡其の他租稅原則を目指して著しい進化を遂げて居るに並行し、處罰の規定も漸次强化されて來て居ることが看取されるのである。

斯くて現行罰則は之れを四大別することが出來る。

一、脫稅犯の罰則

二、所得調査委員の兼業禁止違反に對する罰則

三、支拂調書及信託計算書提出の義務違反の罰則

四、祕密漏洩に對する罰則

尙以上の罰則に依つて處罰された者は五年間は所得調査委員の選擧、被選擧資格を停止され、所得調査委員又は審査委員が之を犯せば其の職を剝脫される結果を招來するのである。

二　脫稅犯

脫稅犯とは　脫稅犯として罰せられるのは詐僞其他不正の行爲をしたことと、それに因つて所得稅を逋脫したこととの二つの要素を備へた場合である。故に詐僞などの樣な積極的の行爲でない過失に基くものや、未だ稅金を逋脫しない未遂のものには此の罰則は適用されない。

犯罪成立の時期　未遂であるか既遂であるかの分界に付ては種々考へ方があるけれども所得金額の決定が賦課の起點で、稅金は決定金額に基いて納稅するのであるから此處に分界を置くのが實際に合ふ樣考へる。卽ち詐僞其他の不正行爲に因つて所得金額の決定を誤らしめ或は決定を逃脫せしめたならば其の時（卽ち決定の時）犯罪が成立するものと見るべきであらう。納期に犯罪が成立すると云ふ考へ方もあり、之にも充分理由があるのである。

處罰　逋脫した稅金の三倍に相當する罰金又は科料に處せられる。しかし自首した場合及稅務署長に申出でた場合には罰せられない。

自首と云ふのは相當權限のある司法警察官又は檢事に發覺前、自ら其の犯罪事實を申告することである。

稅務署長に申出でると云ふのも勿論、發覺以前に申出でた場合を指すのである。

逋脫稅金の徵收　犯則者は處罰された上、尙逋脫した稅金を徵收される。自首した者又は稅務署長に申出でた者は處罰はされないけれど逋脫稅金は徵收される。

第三種所得金額の決定方法は既に說明せる通り幾通りもある。而して所得調査委員會閉會後、第三種の所得の決定に脫漏があることを發見したときには、其の決定すべかりし年の翌年から三年間は所得調査委員會に掛けて其所得金額を追加決定することが出來る規定になつて居るけれど、逋脫稅金の徵收は此の規定に依らない。卽ち所得調査委員會にも掛けず、又三年間の制限を受けることもなく、時效に掛つてゐない限り何年分でも、稅務署長限りで所得金額を追加決定し、而も納期に分納する恩典を與へず、直に一時に徵收して了ふのである。

三　所得調査委員の兼業禁止違反

稅務代辯業兼業の禁止　前章に於て說明した通り、所得調査委員は自己の所屬して居る所得調査委員會に於て決定した課稅標準額に對する審査の請求、訴願、訴訟に付て納稅義務者の代理や相談に應ずることを業としたり營業でなくとも報酬を得て之等の事務を行ふことを禁止されて居る。

處罰　此の禁止法規に違反した者は五百圓以下の罰金に處せられる。尙處罰された結果として調査委員の職を失ひ且つ處罰後五年を經ざる間は調査委員の選擧、被選擧權がないことになる。

四　支拂調書及信託計算書提出の義務違反

第三種の所得に屬する俸給、給料、歲費、年金、恩給、賞與及此等の性質を有する給與の支拂者、利益配當、利息配當、剩餘金の分配をする法人は支拂調書を稅務署へ提出せねばならぬこと及信託の受託者は信託計算書を稅務署に提出せねばならぬことは既に述べた所である。

此の支拂調書又は信託計算書を何等正當の事由なくして提出しなかつたり、或は提出してもそれが故意に不實の記載をしたもの或は故意に脫記したりした不正のものである場合は、千圓以下の罰金に處せられる。尙支拂調書や信託計算書を提出した者は交付金が受けられることになつて居るけれど處罰された場合は交付金は受けられぬ。

五　祕密漏洩罪

適用を受ける者　所得の調査や審査の事務に從事した者が其の調査や審査に關して知り得た祕密を正當の事由なく漏洩した場合には罰せられる。之には調査委員、審査委員、稅務官吏等が關係を有するので、現職の者は勿論、退職者も關係を有する。卽ち現職中に知り得た祕密を退職後、漏洩しても罰せられるのである。卽ち之等の祕密は將來永遠に嚴守せねばならぬ義務があるのである。

調査書又は審査に依り決定した事項を納稅者本人の申出に對して稅務官吏が說明することは固より差支無いことである。卽ち正當の事由があるのである。

處罰　違反者は五百圓以下の罰金に處せられる。尙處罰された結果として調査委員の職を失

ふことになり、審査委員は調査委員の職を失ふと同時に自然、審査委員の職をも失ふことになる。又五年間は調査委員の選擧、被選擧權がない。

六　刑法總則との關係

租稅犯と雖も刑事犯と同樣刑法總則の適用を受けるのが當然であるけれど、行政犯である性質上適用を受けないこととした條項が七箇條ある。尤も祕密漏洩罪及び調査委員兼業禁止違反の罪は其の性質が公益侵害にある故、除外例なく刑法總則の適用を受けるのである。

刑法總則中適用されない條文は左の通りである。

一、刑法第三十八條第三項但書

（法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス）但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

二、刑法第三十九條第二項

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

三、刑法第四十條

聾啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

四、刑法第四十一條

十四歲ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

五、刑法第四十八條第二項

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

六、刑法第六十三條

從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

七、刑法第六十六條

犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

右七箇條の外は適用を受けること無論である。

B　同族會社の行爲計算を否認さるる場合

一　同族會社とは如何なるものか

同族會社の行爲又は計算を否認された爲め株主又は社員の個人所得に關係を及ぼすことがある。

同族會社とは株主又は社員の一人及び之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が其の會社の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する會社を謂ふのである。

換言すれば會社の公稱資本の半額以上を一族近親其の他緣故者で占めて居る如き會社を稱して同族會社と謂ふのである。固より其の會社の目的が主としてそれ等一族近親の財產保全を爲す保全會社であると、將た又普通に所謂事業を經營する事業會社であるとを問はないのである。

親族とは民法第七百二十五條の規定に依る六親等內の血族、配偶者及三親等內の姻族を謂ひ、特殊關係ある者と云ふのは顧問、相談役、元の使用人、又其の會社の株主若は社員が主となつて設立した他の同族會社等を謂ふのである。

公稱資本金の二分の一以上なりや否やは其の事業年度末に於ける割合に依るのである。そして又、勞務及信用出資に對しては元來同族會社の性質上から見て出資に算入して計算すべきものと解する。

二　立法の經過並に理由

元來法人の所得金額は原則として會社の申告により決定するのである。そして若し申告がないとき又は申告を不相當（卽ち誤謬があるとか不實の計算等）と認むる時は稅務官廳の調査に依り決定するのである。又全然虛構の記錄を作爲し乃至事實を僞つて脫稅を計つた樣な場合に於ては當然脫稅犯として罰則の規定が適用されるが、法人の行爲又は計算の中には誤謬でもない、虛構の記錄でもない、事實を僞つても居らないが明かに稅金逋脫の目的に出たものと認められる場合がある。特に同族會社に多い。

右の如き會社自體に於て適法且つ有效に成立した行爲又は計算に付ては、假令その動機が逋脫の目的に出て居ると認めらるる場合と雖も之を否認することは少くとも法律上の根據に乏しく從つて穩當を缺く嫌がある。而も大正九年配當所得綜合課稅實施後の成績より見ても、個人所得の

綜合課税を免れんために同族會社を通じて合法的の手段を取る者は漸次增加して放置することを許されない狀態に至つたのである。そこで大正十二年同族會社が脫法行爲の目的に出たものと認めらるる場合は、所得審査委員會の決議を經て其の行爲を否認し所得金額を計算することにしたのである。併し乍ら之を以ても十全を期することが出來ないので、大正十五年脫稅の目的ありと認めらるる場合は審査委員會に附議することを要せず總て稅務官廳の認定により決定し得る規定を新設し、以て法人間の均衡と第三種所得綜合課稅の目的を達成せしめたのである。此の新設條文を罰則の前に置いたことは相當意味あることである。

第七十三條ノ二

同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付所得稅逋脫ノ目的アリト認メラルルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

三　行爲計算の否認

逋脫の目的に出たものと認むる場合否認するのであるが、之は如何なる場合を言ふのであるか、畢竟各個の場合に於て諸般の事情に依つて判定さるべき事實問題であるが、例へば同族會社の財產を時價より安く社員に賣却したとか、同族會社と社員間で不動產を無償で貸借した場合等には所得稅逋脫の目的ありと認められるであらう。而して其の賣買代金は實際受渡され全く事實通りの計算であつても否認し、又無償貸借が事實であつても否認するのである。所得稅逋脫の目的の爲めだと認めたときには、假令架空に非ざる實際の行爲でも、實際通りの取引計算でも否認して稅務署の認むる所に依つて所得を計算するのである。而して同族會社自身の所得稅を逋脫する目的なると株主又は社員の所得稅を逋脫する目的なると、其の何れの場合でも適用されるのである。

第十四章　內地と外地との二重課稅の調整

一　概說

朝鮮、臺灣、樺太には從來所得稅法の一部が施行されてゐたが大正九年から朝鮮、臺灣、樺太及關東州に新に所得稅令を制定して所得稅法は施行しないことにした。之に伴ひ、內地と外地と重複課稅になることを防ぐため大正九年法律第十二號を以て「所得稅法の施行に關する件」と云ふ三箇條の法律が公布された。其の後八回の改正があつて、始めは主として法人に關係した條文であつたが現在では個人に關する條文が入り又朝鮮、臺灣、樺太、關東州の外に南洋群島も加はつて此等外地と內地との重複課稅を調整して居るのである。

今大正九年の三箇條を基とし、其の後の改正を加除して示せば次の通りである。

第一條は舊所得稅法の一部が朝鮮、臺灣、樺太に施行されてゐたから念の爲め設けられた條文である。大正九年當時の儘になつて南洋群島等を追加しないのは、所得稅法は當然關東州、南洋群島には施行されないと云ふ見解からであらう。（●印を削除し、○印を追加すれば現行條文となる）

第一條　所得稅法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セス

第二條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太又ハ南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第三條第一種甲及戊乙並第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス（大正十五年、昭和十三年改正）

第三條　（外地法人合併の場合の關係）

第三條ノ二　（法人が外地で納付した第二種所得稅の關係）

第四條　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ニ付テハ所得稅法第十八條第六號ノ規定ヲ適用セス（本條ハ大正十年追加、大正十一年、昭和九年、昭和十三年改正）

第五條　朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法第三條第二種乙及第三種ノ所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス（本條ハ大正十年追加、大正十一年、昭和九年、昭和十三年改正）

第六條　所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得ニシテ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スルモノニ付テ

ハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セス（本條ハ大正十年追加、大正十一年、昭和九年、昭和十三年改正）

第三條第七條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太又ハ南洋群島ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス（大正十年、昭和十三年改正）

第七條ノ二　前條ノ規定ニ該當スル製造業カ製鐵事業法ニ定ムル能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ナルトキハ之ヲ所得稅法施行地ニ在ル製鐵事業ト看做シ製鐵事業法第七條第三項ノ金額又ハ製鐵事業法第四十二條ノ規定ニ依リ適用セラルル製鐵業奬勵法第二條第三項ノ金額ヲ計算ス（本條ハ昭和十一年追加、昭和十二年改正）

斯くて現在朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島は所得稅法施行地外であるけれど各當該地には所得稅令が實施せられて居るから重複課稅を避くる趣旨を以て

一、外國人の所得稅法施行地外から上がる資產、營業、職業の所得は內地から上がる所得に綜合しないのであるけれど等しく稅法施行地外でも外地から上がる場合は綜合する。

二、外地居住者には外地の所得稅を課稅し、內地から第三種の所得を生じても內地の所得稅を課稅しない（物的納稅義務の例外）。

三、內地居住者が外地から所得を生ずる場合は內地の所得に綜合して課稅し、外地の所得稅は課稅しない。唯外地で第二種所得稅を課せられた所得のみは內地の所得に綜合しない。

四、外地で所得稅を免稅されて居る製造業を、內地居住者が外地で營んで居る場合は外地同樣內地でも免稅する。

斯くて外地は內地並に調整されたことになるのである。

二　內地に居住せる外國人の外地に於ける資產、營業、職業の所得

稅法施行地に住所を有し又は一年以上の居所を有するときには施行地內の所得のみならず施行地外から上る所得をも綜合して課稅するのであるが、日本の國籍を有せざる者卽ち外國人が施行地外から上げる資產、營業、職業の所得は綜合が至難なるのみならず、外國人の施行地外から上る此等の所得迄も綜合課稅することは些か穩當を缺ぐ嫌があるから、外國人の此等施行地外から上る所得には課稅しないこととなつて居る。（非課稅所得の項參照）然るに、等しく稅法施行地外でも朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島は內地並に扱はれて居る點から例外の例外で原則に歸り、此等外地から上る資產、營業又は職業の所得に付ては外國人と雖內地の所得に綜合して課稅する。其の代り外地に於ては課稅しないのである。

三　外地居住者の內地に於ける所得

所得稅法施行地に住所又は一年以上の居所を有しない者でも、

一、稅法施行地に資產又は營業を有するときは此の所得に對してのみ第三種所得稅を課稅

二、稅法施行地に於て公債、社債又は銀行預金の利子、貸付信託の利益の支拂を受ければ此等は第二種甲の所得として課稅

三、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益の配當、利息の配當、剩餘金の分配若くは利益の割賦たる賞與を受けるときには第二種乙の所得として課稅

四、稅法施行地に於て一時恩給又は之に類する退職給與金の支拂を受ければ第二種丙の所得として課稅

されるのであるけれど、朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島は稅法施行地と同樣に扱はれる結果として前揭（一）の第三種の所得に付ては次の樣な課稅方法となる。

朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に住所を有するか又は稅法施行地に住所若くは一年以上の居所を有しないで此等外地に一年以上の居所を有する場合は稅法施行地に資產又は營業を有して居つても內地の所得稅は課稅しないで外地の所得稅を課稅するのである。但し、

一、內地に住所を有して居つた者が、所得金額決定後に朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島に住所を移轉した場合は、其の年は內地の所得稅を課稅して外地の所得稅は課稅しない。

二、朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島に住所を有する者が、此等外地に於ける所得金額決定前に所得稅法施行地に住所を移轉したときにも內地の所得稅を課稅して外地の所得稅は課稅しない。

三、一年以上の居所を內地から外地へ或は外地から內地へ移轉した場合、其の他住所又は一年以上の居所の內地、外地の移轉に付き色々の場合が想像されるが、何れの場合も前記二つの場合に準じ、內地から外地への移轉が所得金額決定後ならば內地の所得稅を課稅して外地の所得稅を課稅しない。外地から內地への移轉が外地の所得金額決定前ならば外地の所得稅を課稅せず內地の所得稅を課稅する。

尙前揭（二）及び（四）は內地で源泉課稅されるのであるが、（三）は外地で綜合課稅されるから內地では課稅しない。

四　外地に於て課税された第二種の所得

税法施行地に住所又は一年以上の居所を有する者でも朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島に於て公債、社債、銀行預金の利子等の支拂を受ければ其の地の第二種所得税が課税される。之を內地の所得税法から見れば之は第三種の第一號の所得に該當するから內地の第三種の所得に綜合して課税さるべきものである。さうすると重複課税になるから此の重複課税を避くる爲め外地に於て第二種所得税を課せられた所得は第三種の所得に算入しないことにしたのである。內地に於ける第二種の所得を第三種の所得に算入しないのと同じ意味である。

五　外地に於ける免税事業

朝鮮所得税令に於ては、一定の能力を有する設備を以て製鐵事業を營む者には一定年間其の事業の所得に付て所得税を免除してゐる。

又、左に掲ぐる物產の製造業を營む者にも所得税を免除して居る。

一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金
二、鐵の條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管を除く）
三、銅の合金の條、竿、板及管
四、汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
五、燐、曹達灰、苛性曹達、石灰窒素、硫酸アンモニウム、燐酸アンモニウム、硝酸（アンモニア酸化ニ依ルモノ）、石炭酸、クロール酸加里、グリセリン、重油、揮發油、バラフイン、メタノール、ホルマリン及人造レジン
六、製紙用パルプ及人造絹絲用パルプ
七、板硝子
八、コンデンスドミルク
九、絹、亞麻又は毛の織物

第九號の物產の製造業に付ては動力を以て運轉する機械を使用し幅〇・六八メートル以上及長一一・三六メートル以上の織物のみを製造する者に限る。

臺灣所得税令に於ても左に掲ぐる物產の製造業を營む者には所得税を免除して居る。

一、金、銀、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムの地金

二、鐵の條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管（鑄鐵管ヲ除ク）
三、銅の合金の條、竿、板及管
四、アルミニウムの合金及マグネシウムの合金
五、汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
六、アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラック、石灰窒素、硫酸カリ、燐酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸（アンモニア酸化に依るもの）、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス
七、纖維素パルプ
八、光學用ガラス
九、コンデンスドミルク及カゼイン

樺太所得稅令に於ても左に掲ぐる物產の製造業を營む者には所得稅を免除して居る。

一、金、銀、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムの地金
二、鐵の條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管（鑄鐵管を除く）
三、銅の合金の條、竿、板及管
四、アルミニウムの合金及マグネシウムの合金

五、汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
六、アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラック、石灰窒素、硫酸カリ、燐酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸（アンモニア酸化に依るもの）、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス
七、纖維素パルプ
八、光學用ガラス
九、コンデンスドミルク及カゼイン
十、甜菜糖
十一、揮發油混入の用に供せらるる酒精

關東州所得稅令に於ても左に掲ぐる物產の製造業を營む者には所得稅を免除して居る。

一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵及アルミニウムの地金
二、鐵の條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管を除く）
三、銅の合金の條、竿、板及管
四、汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
五、燐、ソーダ灰、苛性ソーダ、石灰窒素、燐酸アンモニウム、硫酸アンモニウム、硝酸

（アンモニア酸化に依るもの）、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六、製紙用パルプ

七、板硝子

八、コンデンスドミルク

九、絹、亜麻及毛の織物

十、植物性粕及植物性油

第九號の物産の製造業に付ては動力を以て運轉する機械を使用し幅〇・六八メートル以上及長一一・三六メートル以上の織物のみを製造する者に限る。

南洋群島所得税令に於ても左に掲ぐる者には所得税を免除して居る。

一、セメント

二、椰子油

三、澱粉及キャッサバ切干

四、無水アルコール

五、水産物及農産物の罐詰

六、ブリキ罐

斯樣に外地に於ても、外地の産業奬勵の爲め內地と略々同樣の製造業の所得税を免除して居る。

外地に居住して居るものは免税され、內地に居住して居る者は法令が違ふ爲めに免税されず、內地の所得税を課税するとすれば、外地に於ける産業奬勵の目的が達せられないこととなるから、內地の居住者が營んで居る場合でも內地の所得税を免除することにしてあるのである。

免税さるべき製造業が製鐵事業法に定むる能力を有する設備を以て營む製鐵事業である場合には之を所得税法施行地に在る製鐵事業と看做して免税額の限度の金額を計算するのである。

免除期間は各當該地の法令に規定してある免除期間に依る（內地と同期間になつて居る）。繼續した場合は殘存期間がある場合に限つて殘存期間中免除が受けられる。

やはり免除の申請を內地の所轄税務署にせねば免税されぬ。免除の申請は內地の重要物産製造業の免除申請方法と同一である。但し免除申請書には其の製造業の營業場所在地を管轄する外地の税務官署に於て、其の地の法令に依つて所得税を免除すべき製造業に相當すると認めた證明書を添附せねばならぬ。

書叢の稅

個人所得稅

部千二昭初

滿洲・朝鮮・臺灣・樺太等の
外地定價二圓七十五錢

昭和十四年五月十五日印刷
昭和十四年五月二十日發行

著作者　松本貞俊

定價二圓五十錢

刊行者　東京市麹町區三番町一
長谷川巳之吉

刊行所　東京市麹町區三番町一
第一書房
郵貯東京六四三三三
電話九段一三四一四五

東京市牛込區中町三ノ一九
印刷者　藤原彰
藤原彰方

税の叢書
刊行の辭

我々の日常生活には色々多くの法律的實務が課せられて居りますが、中でも納税手續の如きは直接生活と關係が深いだけに、その代表的なものと思ひます。從つて此の税法を詳かに知るといふ事は、オフイスに於いても、又個人に於いても、日常生活の基調である事は云ふまでもありません。

殊に現今の如く税務の複雜と租税負擔の容易ならざる時に於いては、税法に不案内であつては、事業經營の任に當る事は不可能とまで言はれて居ります。たとへ常識的方法に依つて一時を糊塗し得ましても、それは事業の維持と發展とに於いて策の得たるものではありません。

今や事變以來、增税の問を重ねること數次、税率はなほ益々高度に引上げられるでありませう。從つて租税負擔の問題は、既に事業經營上の重要なる地位を占めて居りますが、併も此の難局に處して常にフェヤーであるべき日本の財界人は宜しく事を明快に處して、苟も銃後の擔當者として恥かしからぬ矜持を保持すべきでありませう。

然るに巷間往々にして、税務が純技術的問題として一般納税者の机上かく遠ざけられ、甚だしきは法律、會計學の專門家でさへ、時に税法問題を不解視するが如きは甚だ遺憾千萬であると存じます。

試みに、税務署の窓口に於ける納税に對する苦情、不服の内容を窺視いたしますれば、其の大部分は嚴たる法規の支配を離れて、各自の立場の無理解を愬訴嘆願する有樣ばかりであります。

爾來、租税知識の普及徹底に關しては、當局自身大いに力を盡して居られますが、然し税法たるや、事變以來愈々複雜多岐を極はめ、一般市井人が法律の條文を素讀するも、之れを理解するには餘りにも難解に過ぐる點が甚だ多いのであります。

今回小社が特に大藏省部内の權威を網羅して、税の叢書を刊行いたしますことは、此の難解と稱せられる税法を可及的に、正確に、詳細に、かつ懇切に解說し税の知識理解の一助たらしめんとするものであります。

昭和十四年戰捷の新年に當りて

第一書房　長谷川巳之吉

大藏省國税課長
田中豐監修

税の叢書

會社所得税及營業收益税　前大藏省銀行檢査官　志達定太郎著

個人所得税　大阪税務監督局　松本寅俊著

以下續刊

源泉控除税（第二種所得税・甲種資本利子税・利益配當税・公償社債利子税・通行税）　大藏省主税局事務官　片岡政一著

相續税及地租　大藏省主税局事務官　氏家保壽著

個人營業收益税　大藏省主税局　吉田鹿之助著

物品税　大阪税務監督局　桑原德一郎著

酒税　酒造組合中央會　上川名義雄著

印紙税　大阪東税務署　田中秀吉著

臨時利得税　大藏省銀行局監査官　河沼高輝著

14年 6月 9日 134